

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

本学は、ものづくり大学と命名され、ものづくりの「技」と「知恵」と「心」を併せ持つ有為な人材を育成し、ものづくり産業の発展を目指して設立された。その実現のために次の 6 つの基本理念を、具体的に簡潔な文章で定めている。

大学の基本理念

1. ものづくりに直結する実技・実務教育の重視
2. 技能と科学・技術・経済・芸術・環境とを連結する教育・研究の重視
3. 時代と社会からの要請に適合する教育・研究の重視
4. 自発性・独創性・協調性をもった人間性豊かな教育の重視
5. ものづくり現場での統率力や起業力を養うマネジメント教育の重視
6. 技能・科学技術・社会経済のグローバル化に対応できる国際性の重視

この基本理念に基づき本学の使命・目的は、学則第 1 条【資料 1-1-1】において「ものづくり大学（以下「本学」という。）は、高度な技能と技術を融合した実践的な技能工芸に関する教育及び研究を行い、加えて豊かな社会性・創造性・倫理性を身につけた技能技術者を育成することを目的とし、あわせてものづくりに対する社会的評価の向上と世界の発展に貢献することを使命とする。」大学院学則第 1 条【資料 1-1-2】において「ものづくり大学大学院（以下「本大学院」という。）は、文化・社会・経済・環境すべてにわたって真に価値あるもの及びものづくりの在り方を探求し、これを実践するとともに、そのための独創的かつ自発的な人材を育成し、ものづくりを通して社会に貢献すること、「ものづくり学」の拠点としての機能を充実させ、広く人類全般に貢献することを目的とする。」と規定した。

さらに、平成 26(2014)年度の学校教育法の改正に伴う学内規則の見直しに合わせて、学則第 3 条を改正し、学部及び学科の目的を「本学に、高度な技能と技術の融合した実践的な技能工芸に関する教育を行い、豊かな社会性・創造性・倫理性を身に付けた技能技術者を育成することを目的として、技能工芸学部を置く。2 技能工芸学部は、工業製品等のものづくりの実務に秀でた技能技術者を育成することを目的とした製造学科と、建築・土

木等のものづくりの実務に秀でた技能技術者を育成することを目的とした建設学科を置く。」と学部及び学科の教育目的を明確かつ簡潔な表現で定めたところである。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、基本理念・使命・目的を踏まえ、産業界や技術発展の最新の状況を反映させて教育課程を不断に見直し、教育、研究、社会貢献の充実を図っていくこととする。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

本学の設立準備段階の社会情勢においては、国内におけるものづくり産業の空洞化や、団塊の世代の退職による産業技術者の不足が予想され、科学技術や産業の発展を支える人材を育成することが必要不可欠とされていた。このような状況の中で、実技・実務教育を実践し次代の産業技術を担う技能技術者（テクノロジスト）の育成を目指す本学は、国・地方自治体・産業界からの支援を受け、期待と使命を担って設立された。このことが、本学の大きな個性・特色である。したがって、学則において、高度な技能と技術を融合した実践的な技能工芸に関する教育により、技能技術者を育成することを目的としており、併せてものづくりに対する社会的評価の向上と世界の発展に貢献するという使命を掲げたことは、まさしく本学の個性・特色を使命・目的に反映したものである。

1-2-② 法令への適合

本法人の目的は、寄附行為第 3 条【資料 1-2-1】において、「この法人は、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、高度な技能と技術の融合した実践的な技能工芸に関する教育及び研究を行い、もって高い社会性を身につけた創造性豊かな技能技術者を育成し、あわせて在職者等の職業能力の開発及び向上に寄与することを目的とする。」、第 4 条において「この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる大学を設置する。…中略…ものづくり大学」と規定し、ものづくり大学が、法令に則っていることを宣言している。また、学則第 1 条【資料 1-2-2】において「ものづくり大学(以下「本学」という。)は、高度な技能と技術の融合した実践的な技能工芸に関する教育及び研究を行い、加えて豊かな社会性・創造性・倫理性を身につけた技能技術者を育成することを目的とし、あわせてものづくりに対する社会的評価の向上と世界の発展に貢献することを使命とする。」、大学院学則第 1 条【資料 1-2-3】において「ものづくり

大学大学院（以下「本大学院」という。）は、文化・社会・経済・環境すべてにわたって真に価値あるもの及びものづくりのあり方を探求し、これを実践するとともに、そのための独創的かつ自発的な人材を育成し、ものづくりを通して社会に貢献すること、「ものづくり学」の拠点としての機能を充実させ、広く人類全般に貢献することを目的とする。」と規定しており、これらは、教育基本法及び学校教育法で定める大学の役割である、教育、研究及び社会貢献に適合した使命・目的となっている。

1-2-③ 変化への対応

本学は、平成 13(2001)年 4 月に開学し、未だ 10 数年を経たばかりであるが、基本理念にもあるとおり、時代と社会からの要請に適合する教育・研究を重視している。そのため本学と産業界が連携協力し、大学の教育研究の推進及び産業の発展に寄与することを目的に、全国的組織である「ものづくり大学教育研究推進連絡協議会」【資料 1-2-4】を開催するとともに、本学と県内産業界等、地域社会及び行政との情報の収集・提供、連携策の検討、その他連携事業の支援を図るため、埼玉県産業労働部産業人材育成課の協力を得て「ものづくり大学埼玉県地域連絡協議会」【資料 1-2-5】を開催し、毎年意見交換しているところである。さらに、本学の特徴である長期インターンシップの際には、必ず担当教員等が企業を訪問して、学生の状況の把握に努めるだけでなく、インターンシップ先の企業と直接意見交換し、学生の教育や指導への企業の要望を把握している。

また、平成 24(2012)から平成 26(2014)年度の文部科学省補助事業に採択された「産業界のニーズに応じた教育改善・充実体制整備事業、産学協働による学生の社会的・職業的自立を促す教育開発」平成 26(2014)から平成 27(2015)年度「産業界のニーズに応じた教育改善・充実体制整備事業テーマ B 産学連携によるインターンシップ等の情報発信と専門人材養成」においても、産業界のニーズ全般の把握に努め、教育改善等に取り組んでいる。平成 28(2016)年度からは、上記の事業が終了することを受けて、埼玉県内で協働の取り組みをした大学との協定の締結と、インターンシップを含む教育改善等の情報の共有や協力方策の検討を進めている。

以上、産業界、地域、インターンシップ先の企業等から、要望や改善意見を汲み取り、時代や社会からの要請を適宜教育や研究に反映させることとしている。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、本学の基本理念を踏まえ、使命・目的の達成に向けて、不断の努力を続けていく。その際に産業界や地域との連携を一層密にし、時代と社会からの要請を的確に捉え、教育内容・方法の改善・向上を図り、これまでの多様な取り組みをさらに発展させ、教育、研究、社会貢献を充実させていく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

(2) 1-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

学校法人、大学及び大学院の目的は、それぞれ寄附行為、学則、大学院学則に明記している。寄附行為の改正は、あらかじめ評議員会の意見を聞いて、理事会で承認される必要があり、学則、大学院学則の改正も教務委員会、教授会、代議員会で審議し、理事会の決定を経て行うこととなっている【資料1-3-1】【資料1-3-2】【資料1-3-3】。平成26(2014)年度には、学部及び学科の教育目的について教務委員会、教授会、代議員会の審議を経て評議員会の意見を聞き、理事会で決定し、学則に明記した。事務職員については、委員会の構成メンバーに部長や所管する課長等を事務職員の代表として委員に任命し、審議に参画させるとともに、事務局連絡会議【資料1-3-4】を開催し、各課、各係まで周知している。

1-3-② 学内外への周知

本学の使命・目的については、学内向けとして、学生には、学生便覧（学生生活ガイド）【資料1-3-5】、履修ガイド【資料1-3-6】、シラバス【資料1-3-7】の各冊子への掲載、入学式での理事長及び学長の挨拶【資料1-3-8】【資料1-3-9】、新入生ガイダンス、学科ガイダンスの中で、触れている。また、教職員向けには、規程・規則集及び「ものづくり大学職員ワーク&ライフガイド」【資料1-3-10】を配布し、周知を図っている。

学外については、大学案内【資料1-3-11】、ホームページ【資料1-3-12】で広く公表するとともにオープンキャンパス、大学の説明会などで高校生及び保護者に周知している。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

平成22(2010)年3月25日、第22回理事会において「学校法人ものづくり大学中長期経営計画（平成22(2010)年度から平成28(2016)年度）」【資料1-3-13】を策定した。この計画においては、「建学の理念を顕揚するため、教育研究の充実、施設整備の拡充を行い、本学の維持発展を推進する。」という基本方針の下、産業界への有為な人材を育成し、ものづくり産業の発展を目指して設立された本学の使命・目的を実現させるための重点方策を定め、収入の確保策として「教育の質の向上を図り、産業界へ有為な人材を送り出すことを通じた、入学者定員の確保」を最重要施策と位置づけた。

次期計画に向けては、現計画の達成状況を点検しつつ、学長を委員長とする将来計画委員会【資料1-3-14】において検討を行っているところである。

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つの方針【資料 1-3-15】については、平成 26(2014)年度に、本学の使命・目的を踏まえ、学部関係は、教務委員会において、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを審議し、入試委員会においてアドミッション・ポリシーを見直し、大学院関係は大学院研究科運営委員会において3つの方針を審議し、それぞれ教授会、研究科委員会の議を経て3つのポリシーを策定したところである。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

大学の目的は、学則第1条【資料 1-3-16】にあるとおり、新しい領域である技能工芸に関する教育研究を行い、技能技術者を育成することを目的とし、あわせて社会ひいては世界の発展に貢献することを使命としている。したがって、学則第3条【資料 1-3-17】に、その使命・目的にあわせ本学は技能工芸学部を設置し、我が国の基幹的産業である製造業及び建設業の実務に秀でた技能技術者を育成することとし、製造学科と建設学科を設置することとした。

大学院の目的は、大学院学則第1条【資料 1-3-18】にあるとおり、ものづくりの在り方を探求し、人材を育成し、「ものづくり学」の拠点としての機能を充実させ世界の発展に貢献することとしており、大学院学則第2条において、大学院にもものづくり学研究科を、同学則第3条において、ものづくり学研究科にもものづくり学専攻を設置することとした。

また、本学の情報システム・ネットワークの中核となり、かつ図書館を運営し、並びに本学の情報化に関する支援を行う「図書情報センター」を、ものづくり基盤技能技術の振興に資するため、ものづくり基盤技能技術の創造と発信を行う「ものづくり研究情報センター」を設置している【図 1-3-1】。

さらに、大学には教学に関する重要事項を審議する代議員会、学則に定めた事項を審議する教授会、教務委員会、学生委員会等の各種委員会、学修支援に関する諸活動を行う学修対策本部及び学生の就職支援に関する諸活動を行う就職支援本部を、大学院には研究科委員会、研究科運営委員会を置いている【図 1-3-2】。

(3) 1-3の改善・向上方策（将来計画）

大学の使命・目的については、今後社会の動向や科学技術の進歩等を踏まえ、常に見直し、迅速な対応を図っていく。中長期経営計画については、第1次の中長期経営計画の期間が平成 28(2016)年度に終了することから将来計画委員会等において新たな中長期経営計画を早急に取りまとめる必要がある。

【基準1の自己評価】

使命・目的については、明確に定められ、役員、教職員の理解と支持を得ている。学内外の周知については、学内については、学生向け及び教職員向けの各種冊子、入学式などの行事において説明し、学外に向けては、ホームページ、大学案内などのパンフレットで周知を図っている。中長期経営計画や3つのポリシーについても使命・目的を反映している。さらに教育研究組織においては、使命・目的に沿った学部・学科、研究科・専攻等を設置している。

今後、平成 28(2016)年度が第 1 次の中長期経営計画の期限となるため、新たな中長期経営計画を平成 28(2016)年度中に策定する必要がある。

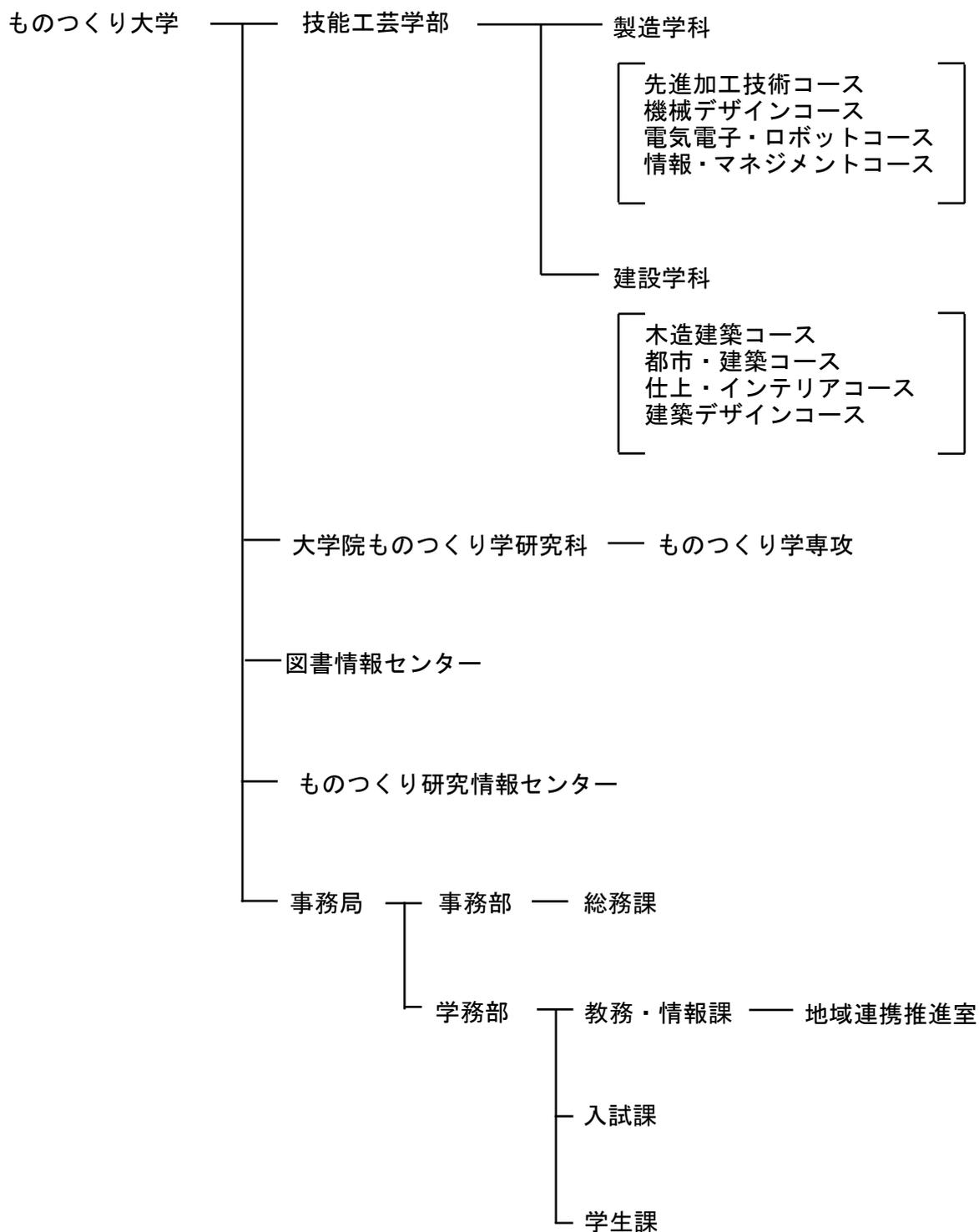


図 1-3-1 教育研究組織図

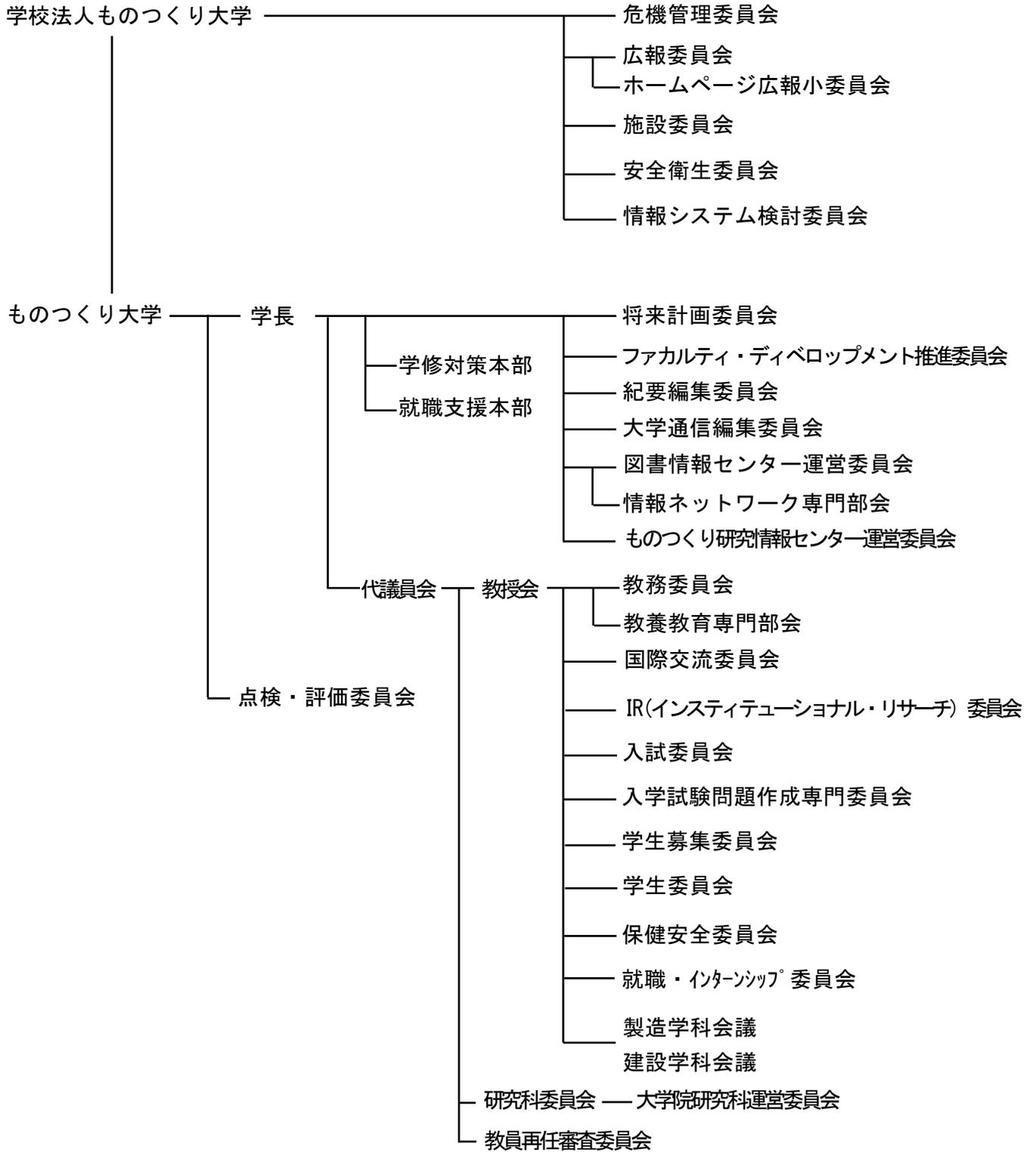


図 1-3-2 教育研究に関する委員会等組織図

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れ方針の明確化と周知

本学は、大学の基本理念に基づき、高度な技能と技術の融合した実践的な技能工芸に関する教育を行い、豊かな社会性・創造性・倫理性を身につけた技能技術者（テクノロジスト）を育成することを目的としている。この目的に沿って、ものづくりに関して興味・関心があり、将来、ものづくりに関する分野でその力を発揮したいと願う学生を全国から集めることを基本方針として、高等学校段階で習得しておくべき内容水準を踏まえ、アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）を入学試験種別ごとに策定している。

なお、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）については、平成 26(2014)年度に整合性を図るべく、内容の見直し及び文言の統一を行った。これにより、アドミッション・ポリシーは一層明確化が図られた。なお、アドミッション・ポリシーの見直しは、入試委員会、教授会で審議の上、行ったものである。

アドミッション・ポリシーの周知については、「ホームページ」【資料 2-1-1】、「AO 入学試験ガイド」【資料 2-1-2】及び「学生募集要項」【資料 2-1-3】に明示しているほか、オープンキャンパス、高校訪問及び会場説明会や校内説明会などで情報提供を行い、広く周知を図っている。アドミッション・ポリシーの内容は、以下のとおりである。

【技能工芸学部】アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）

本学は、ものづくりに関して興味・関心があり、将来、ものづくりに関する分野でその力を発揮したいと願う人で、国語、数学、理科及び英語の基礎を習得し、各入学試験種別ごとの条件を満たしていることをアドミッション・ポリシーとします。

推薦 入学試験	指定校制	下記のいずれかの調査書の評定平均値が、各高等学校に通知する基準を満たしていること。 ①全教科の評定平均値 ②3教科(数学・理科・英語)の評定平均値 ③専門教科の評定平均値
------------	------	--

ものづくり大学

推薦 入学試験	特別指定校制	下記のいずれかの調査書の評定平均値が、3.0 程度以上であること。 ①全教科の評定平均値 ②3 教科(数学・理科・英語)の評定平均値 ③専門教科の評定平均値
	公募制	下記のいずれかの調査書の評定平均値が 3.0 以上であること。 ①全教科の評定平均値 ②3 教科(数学・理科・英語)の評定平均値 ③専門教科の評定平均値
	ものづくり 特待生	ものづくりに関し、次の 2 つの基準のうち 1 つを満たしていること。 ①ものづくりに関わる団体主催の大会で優秀な成績を収めていること。 ②ものづくりに関わる課外活動で優秀な成績を収めていること。
AO 入学試験		ものづくりの実作、模型制作、調査・研究、又は自分が得意とすること、資格取得、あるいは学校、地域において求められている役割、活動などに励んでいること。
学力試験 (学力特待生)		国語、数学、英語のうち、2 教科において一定以上の成績を収めること。 (国語、数学、英語の 3 教科において優れた成績を収めること。)
総合試験		ものづくりの実作、模型制作、調査に励んでいること、または自分が得意とすること、あるいは学校、地域において求められることに励んでいること。
入試センター利用試験 (入試センター利用特待生)		数学、理科、英語のうち、2 教科において一定以上の成績を収めること。 (数学、理科、英語の 3 教科において優れた成績を収めること。)
後継者・社会人入学試験		将来やりたい、あるいは現在やっているものづくりに熱意をもっていること。 現在の仕事、やっていることに励んでいること。
帰国子女入学試験		ものづくりに熱意をもっていること。
外国人留学生入学試験		日本語について次の 2 つの基準のうち 1 つを満たしていること。 ①公益財団法人日本国際教育支援協会の日本語能力試験(N1 もしくは N2)の合格者 ②独立行政法人日本学生支援機構の日本留学試験(日本語)等において上記 ①に準ずる成績を収めていること。

【大学院ものづくり学研究科】アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）

ものづくり学専攻に入学を希望する者は、下記の要件を満たしていることを要する。

1. 研究あるいは実務の各分野における基礎的知識や技術・技能等の素養を有すること。
2. 本専攻の教育課程における授業内容を理解するための基礎的な知識を有すること。
3. ものづくりに関連する各分野において深く研究し、社会に貢献する強い意志を有すること。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

アドミッション・ポリシーに基づき、本学の求める資質を持った学生を見出すため、入

学志願者が得意とする分野で入学試験が受けられるように多様な入学試験を実施し、同一種類の試験について複数の試験日程の設定、地方入試の拡充を図るなど、学生受入れ方法を工夫し、本学を受験しやすい環境づくりに努めている。入学者選抜方法や実施体制等については、「ものづくり大学入学者選抜規程」【資料 2-1-4】に定めている。本規程は、入試委員会、教授会、代議員会で審議の上、制定されている。入学試験問題については、「ものづくり大学入学試験問題作成専門委員会規程」【資料 2-1-5】に基づき、大学独自に作成している。

また、オープンキャンパスの参加者全員を対象に進学アドバイザーによる個別相談を実施しており、アドミッション・ポリシーに合った生徒を見出すとともに入学志願者へのフォローアップに努めている。入学の時期は年度の初めを原則とするが、本学は1年間で4学期に区切るクォータ制を採用しており、各学期の初めに入学できるクォータ入試も希望に応じて実施できるようにしている。

推薦入学試験は、ものづくりに関心があり、本学への入学を強く希望する者を教科の評定平均値及び高等学校長からの推薦に基づき実施している。普段の学校生活で努力し、一定の水準に達している者を評価する試験であり、A日程及びB日程で実施している。A日程は指定校制及び特別指定校制と公募制がある。指定校制は高等学校によって推薦基準が異なり、特別指定校制は所定の教科の評定平均値3.0程度以上、公募制は3.0以上を推薦基準としている。なお、A日程は、本学のほか地方入試会場（宮城県、長野県、新潟県（平成29(2017)年度入試から）、福岡県）でも面接を実施している。B日程は、指定校制、特別指定校制、公募制のほかにもものづくり特待生がある。ものづくり特待生は、ものづくりに関わる団体主催の大会や課外活動で優秀な成績を修めた者を対象としている。

AO入学試験は、学力では測りきれないものづくりへの思いや高校時代に取組んだクラブ活動、資格試験などの経験によって培われたものづくりにつながる熱意、能力、適性などを評価する試験である。事前に統一の課題を課すものではなく、先ず丁寧な事前相談によって各志願者の得意分野や長所を引き出すことにより、個別の課題を設定し、引き続き事前相談を数回行い、受入れ方針に合う生徒かどうかを見極め、課題をクリアできる水準に達するまで指導をした上で出願へ導いている。また、地方の志願者のために、インターネットによるエントリー、Eメールによる事前相談も選択できることとしている。

一般入学試験（学力試験、総合試験）は、A・B・C日程で実施している。A・B日程は学力試験であり、国語・英語・数学の試験を実施し、基礎学力を身に付けている学生を受け入れる試験である。3教科から2教科を選択、3教科受験した場合は高得点の2教科で判定する。ただし、A日程で特待生制度を希望する場合は3教科で判定する。なお、A日程は、本学のほか地方入試会場（宮城県、長野県、新潟県（平成29(2017)年度入試から）、福岡県）でも実施している。C日程は総合試験であり、小論文、ものづくりに関する発表、プレゼンテーションのいずれかを選択し、ものづくりに必要な能力を評価する試験である。

入試センター利用試験は、A・B・C日程で実施しており、数学・理科・英語の成績により基礎学力を身に付けている学生を受け入れる試験である。3教科から2教科を選択、3教科受験した場合は高得点の2教科で判定する。ただし、A日程で特待生制度を希望する場合は3教科で判定する。

後継者・社会人入学試験は、職業に従事しているか、従事したことのある者、家業を継

ぐ見込みのある者、あるいは関連企業の就職が内定している者を対象に調査書審査及びプレゼンテーションによる試験を実施しており、A・B・C日程がある。

帰国子女入学試験は、帰国子女を対象に調査書審査及び面接試験を実施しており、A・B・C日程がある。

外国人留学生入学試験は、外国人で一定の日本語能力を有する者を対象に調査書審査及び面接試験を実施しており、A・B・C日程がある。なお、A日程は、本学のほか地方入試会場（宮城県、長野県、新潟県（平成29(2017)年度入試から）、福岡県）でも実施している。また、私費外国人留学生に対し、授業料等減免制度を設けている。

大学院入学試験は、基礎的知識や技術・技能等の素養を有し、ものづくりに関わる広範な分野で活躍したいと希望する者を対象に一般入学試験と学内推薦入学試験を実施している。一般入学試験は能力判定試験（小論文、プレゼンテーション、口頭試問）及び適性判定試験（面接）を実施し、学内推薦入学試験は、学科内の成績が卒業見込者または卒業生の上位3分の1以内であり、かつ、指導教員の推薦を得た者について、口頭試問及び面接試験を実施している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入数の維持

入学定員300人（製造学科150人、建設学科150人）に対し、平成27(2015)年入学者は313人(104.3%)であり2年連続で入学定員を充足したが、平成28(2016)年入学者は、276人(92.0%)で入学定員を満たしていない。収容定員については、1,200人に対し、平成28(2016)年5月1日現在の在籍学生数は1,100人(91.7%)であり、充足できていない。大学院は、入学定員及び収容定員とも充足できていない。過去5年間の入学定員充足率及び収容定員充足率は、【図2-1-1】【図2-1-2】のとおりである。

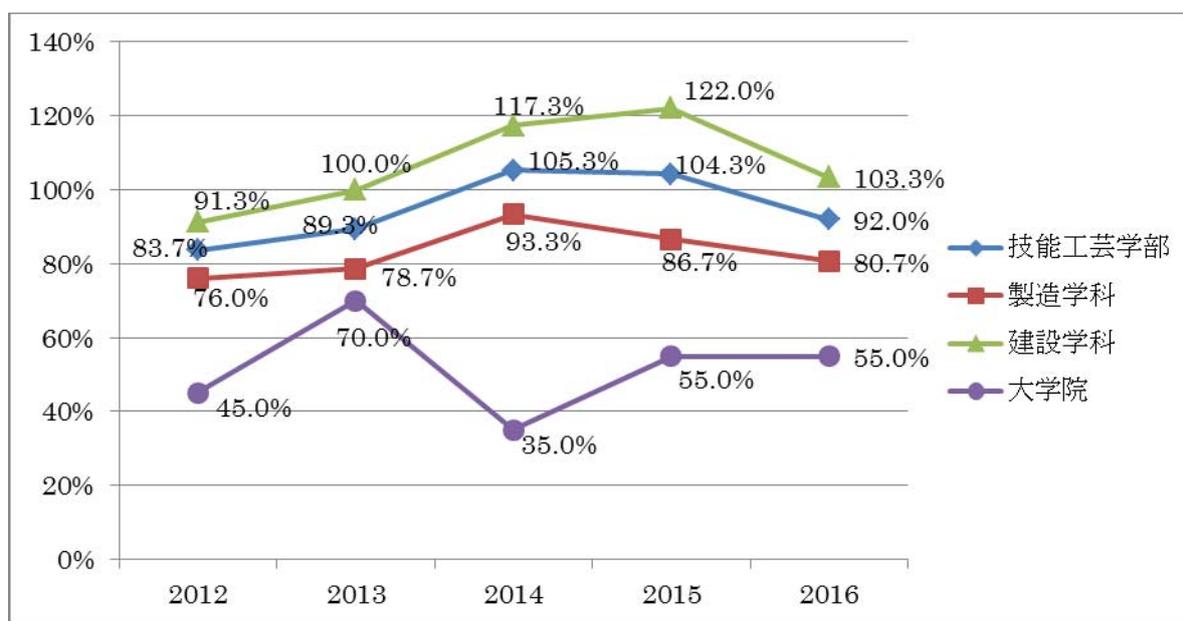


図 2-1-1 入学定員充足率

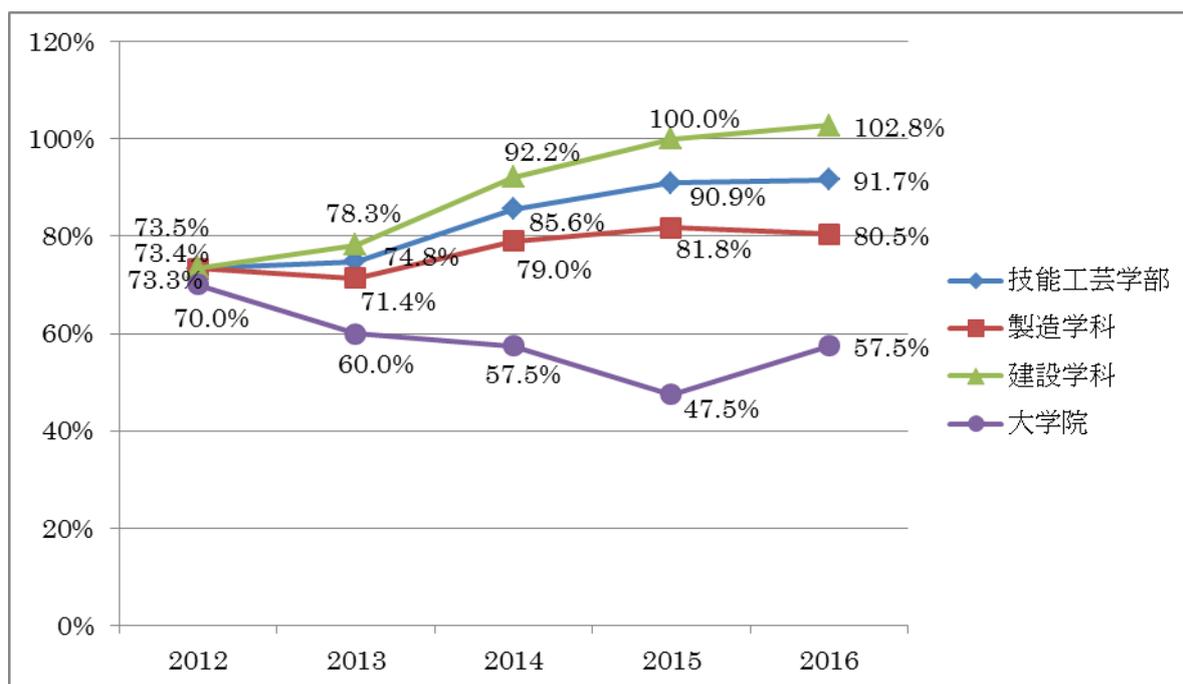


図 2-1-2 収容定員充足率

各学科で入学定員の充足率に差が生じてきており、建設学科は入学定員を充足しているが、製造学科については未充足である。なお、女子学生は、平成 28(2016)年の入学者 276 人のうち 25 人(9.1%)であり、平成 26(2014)年の 7.0%、平成 27(2015)年の 6.7%に対しその比率はわずかに上昇している。

出身高校別の地域別入学者数の傾向としては、全体の約 8 割が関東地方出身者である。このことから、引き続き関東地方での学生募集に注力するとともに、地方の入学者数の増加を図るため地方入試の拡充を行っている。平成 25(2013)年度入試から福岡県に地方入試会場を設け一般入学試験 A 日程 2 日間のうち 1 日のみを実施したところであるが、平成 26(2014)年度入試から宮城県にも会場を設け、一般入学試験 A 日程を 2 日間で実施するとともに推薦入学試験 A 日程も実施し、平成 28(2016)年度入試からは長野県を加え、3 つの地方入試会場で推薦入学試験 A 日程と一般入学試験 A 日程を実施した。さらに、平成 29(2017)年度入試では新潟県を加え、地方入試会場を 4 会場とし、推薦入学試験 A 日程、一般入学試験 A 日程、外国人留学生入学試験 A 日程を実施する。なお、地方入試の拡充に伴い、地方での高校訪問の拡大及び会場説明会や校内説明会への参加の増を図っている。

外国人留学生数は、毎年 1 人程度で推移してきたため、平成 27(2015)年から私費外国人留学生に対する授業料減免制度を設け経済的支援を充実させることで、外国人留学生数の増加を図っており、外国人留学生入学者は、平成 27(2015)年 6 人、平成 28(2016)年 19 人となり増加傾向を示している。

高校訪問や説明会のほか、広告媒体によるオープンキャンパスの告知により、オープンキャンパス参加者数の増加を図ることで、入学定員充足の維持に努めている。

また、入学志願者の便宜を図るため、本学を複数回受験する場合の同一入試種別の入学

検定料優遇措置や、入学検定料のコンビニエンスストア支払いを実施している。

大学院については、入学定員、収容定員ともに充足していないことから、平成 27(2015)年に「ものづくり大学大学院長期履修学生に関する規程」【資料 2-1-6】を制定し、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認めることで、社会人等の入学促進を図っている。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

アドミッション・ポリシーは明確に定められており、それらの周知についても適切に行われている。

入学定員に沿った適切な学生の受入れ数の維持は、平成 26(2014)年から 2 年連続で入学定員を超える入学者を確保したが、平成 28(2016)年は入学定員を満たしていない。製造学科については、入学定員、収容定員ともに充足できていない。今後は、製造学科の入学定員を満たすとともに、引き続き、外国人留学生及び女子学生の募集の強化を図る必要がある。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学は、平成 26(2014)年度の学校教育法の改正に伴う学内規則の見直しに合わせて、ものづくり大学学則第 3 条を改正し、学部及び学科の目的を「本学に高度な技能と技術の融合した実践的な技能工芸に関する教育を行い、豊かな社会性・創造性・倫理性を身につけた技能技術者を育成することを目的として、技能工芸学部を置く。2 技能工芸学部は、工業製品等のものづくりの実務に秀でた技能技術者を育成することを目的とした製造学科と、建築・土木等のものづくりの実務に秀でた技能技術者を育成することを目的とした建設学科を置く」と学部及び学科の教育目的を明確に簡潔な表現で定めている。そして、学則第 22 条において「教育課程は、本学の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。2 教育課程の編成にあたっては、学部の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。」と定めている。この教育目的に沿った学部・学科の教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）は、ものづくり大学ホームページ【資料 2-2-1】、大学案内【資料 2-2-2】、履修ガイド【資料 2-2-3】に明記し学生に周知している。

一方、ものづくり大学大学院の使命と目的は、ものづくり大学大学院学則第 1 条に「文

化・社会・経済・環境すべてにわたって真に価値あるもの及びものづくりの在り方を探求し、これを実践するとともに、そのための独創的かつ自発的な人材を育成し、ものづくりを通して社会に貢献すること「ものづくり学」の拠点としての機能を充実させ、広く人類全般に貢献することを目的としている。」と定めている。この教育目的に沿った教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）は、ものづくり大学ホームページに明記し周知している。

学部及び大学院の教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）【表 2-2-1】、【表 2-2-2】は、それぞれ教務委員会と教授会、研究科運営委員会と研究科委員会による審議を経て定められた。

表 2-2-1 技能工芸学部及び製造学科・建設学科のカリキュラム・ポリシー

<p>ものづくり大学の教育課程編成の方針</p> <p>【技能工芸学部】</p> <p>ものづくりに直結する実技・実務教育を重視するとともに、高度の専門能力と創造性ならびに豊かな教養と高い倫理性を兼ね備えた人材を育成するカリキュラム編成とする。</p> <p>【製造学科】</p> <p>ディプロマ・ポリシーを満たし、ものづくりを深く理解するとともに、ものづくりに貢献できる人材を育成するために以下の方針に基づいてカリキュラムを編成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1・2年次では基礎学力を養うとともに機械、電気電子、情報、経営等の工学の基礎、工業製品製造のための技術・技能の基礎を学習する。 2. 3年次では、専門的な分野をより深く学ぶために、先進加工技術、機械デザイン、電気電子・ロボット、情報・マネージメントの4つのモデルコースを軸とし、技能工芸に関連する知識や見識及び技術・技能を学ぶ。 3. 4年次では3年次までの学習の集大成として卒業研究・制作のいずれかを行う。各自で課題を設定し解決のための様々な検討を行うことにより、社会に貢献できる素養を身につける。 4. 教養科目、専門講義科目、専門実技系科目をバランス良く設定するとともに3、4年次に長期のインターンシップを実施する。 5. 以上を通じて製造分野全般にわたる実践的な技術・技能についての知識と管理能力および国際性を併せ持ったテクノロジストの育成を目指す。 <p>【建設学科】</p> <p>ディプロマ・ポリシーを満たし、ものづくりを深く理解するとともに、ものづくりに貢献できる人材を育成するために以下の方針に基づいてカリキュラムを編成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1・2年次では基礎力を養い様々な分野について広く学習し、建設分野の全体像を把握するとともに、3年次での学習の目標を定める。 2. 3年次では、専門的な分野をより深く学ぶために木造建築、都市・建築、仕上げ・インテリア、建築デザインの4つのモデルコースを軸とし、技能工芸に関
--

- 連する知識や見識および技術・技能を学ぶ。
3. 4年次では3年次までの学習の集大成として卒業研究・制作・設計のいずれかを行う。各自で課題を設定し解決のため様々な検討を行うことにより、社会に貢献できる素養を身につける。
 4. 教養科目、専門講義系科目、専門実技系科目をバランス良く設定するとともに2、4年次に長期のインターンシップを実施する。
 5. 以上を通じて建設分野全般にわたる実践的な技術・技能についての知識と管理能力および国際性を併せ持つテクノロジストの育成を目指す。

注記：ディプロマ・ポリシーは P35 参照

表 2-2-2 大学院ものづくり学研究科のカリキュラム・ポリシー

- ものづくりを既成の学問体系や産業構造及び職能にとらわれることなく、ものづくり学の視点から総合的に体系化し、これを主要な研究分野とし以下の方針に基づいてカリキュラムを編成することとする。
1. 先端技術のみならず伝統技能や熟練技能を含む高度な技術・技能の知識・実践力を育成する。
 2. 自らがものづくりに関わる研究課題を設定しかつ解決できる総合力を育成する。
 3. 実務課題を導入し、実習やインターンシップを活用するなど、効果的に実践力を育成するよう配慮する。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 学部教育

本学の教育課程編成に沿った体系的編成は、製造学科年次表【図 2-2-1】及び建設学科年次表【図 2-2-2】に表されている。すなわち、本学の基本理念に沿った、ものづくりに直結する実技・実務教育を重視し実物に接することにより、自ら問題を発見し、自ら解決方法を見だし、自ら企画し制作するというプロセスを大切にしている。具体的には、初年次から専門科目を学び、講義だけでなく実技系科目を各所に取り入れた教育を実施することとし、講義系科目と実技系科目の時間数の比率は両学科とも、約 4:6 となっている。講義系科目は 1 コマ(90 分)の授業を 8 週で 1 単位とし、講義付きの実技系科目は 2 コマの授業を 8 週で 1.5 単位としている

さらに本学では積み上げ式で短期集中型の教育を行うべく、1 年を 4 学期に分けたクォータ制を導入し、少人数制による教育課程編成を行っている。そして、幅広い分野の中で専門性を高め、学びの特徴が明確になるよう 3 年次からコース制を採用している。製造学科では、先進加工技術コース、機械デザインコース、電気電子・ロボットコース、情報・マネジメントコース、建設学科では、木造建築コース、都市・建築コース、仕上・インテリアコース、建築デザインコースを設定している。なお、各授業科目の具体的な内容については、シラバスで、授業の概要および到達目標、準備学修（予習・復習）、授業の内容、教科書、参考書、主な実験・実習機器、成績評価の方法、履修上の注意事項等、単位の実質化のための取組みが示してある。

CAP 制は平成 28(2016)年度から導入し、両学科とも基準の年間履修登録単位数 (50 単

位未満)を守るようカリキュラムが組まれている。ただし、建設学科では1年次を54単位以下としている。これは、2年次第2クォータの基礎インターンシップの準備と、そのための初年次教育の充実とが主な理由である。

更に、両学科において40日間(1クォータ分)の長期インターンシップを実施している。製造学科では3年次(選択)と4年次(選択、20日間も可能)に、建設学科では2年次(必修)と4年次(選択、80日間も可能)に科目を配当し、企業や研究機関等において実務体験や課題達成・問題解決型(PBL: Project (Problem) Based Learning)インターンシップを学ばせることにより実践的な教育に取り組んでいる。

年次	1				2				3				4				
学期	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	
課程	基礎課程								専門課程								
講義系科目	基礎数学および演習 基礎物理および演習 基礎英語 など				工業材料 一般社会学 工業数学 材料力学 など				先進	インターンシップA	加工技術コース			インターンシップB	卒業研究および制作		
実技系科目	機械工作および実習 フレッシュマンゼミⅠ,Ⅱ 創作実習 など				応用機械工作実習 3次元CAD実習Ⅰ,Ⅱ など				機械		デザインコース						
									電気		電子・ロボット コース						
									情報		マネジメント コース						

図 2-2-1 製造学科年次表

年次	1				2				3				4			
学期	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
課程	基礎課程								専門課程							
講義系科目	大学論 建築職能論 安全工学 心理学 コミュニケーション学 など				基礎 インターン シップ	応用 科目	木造建築コース			専門 インター ンシップ	卒業研究および制作					
実技系科目	木造基礎 建設足場基礎 測量基礎 建設製図 など						都市・建築コース									
					住上・インテリアコース											
					建築デザインコース											

図 2-2-2 建設学科年次表

本学が重点を置く教育課程編成と教授方法の工夫としては、次の1)少人数教育の展開、2)基礎学力の向上と強化、3)初年次教育の充実、4)社会人基礎力育成、5)キャリア教育、6)ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動、7)安全教育がある。

1) 少人数教育の展開

実技系科目においては、受講者数に応じて1チーム(又は小クラス)15~20人程度に分けてチーム(又は小クラス)を構成し、専任教員の他、高度な技能を持つ経験者(例えば現代の名工、マイスター、1級技能士等)を非常勤講師として招聘し少人数教育を実施している。また、製造学科の英語科目においては、習熟度別に15~25人程度に分けてチームを構成し、英語の基礎能力の向上を目的に少人数教育を行っている。

2) 基礎学力の向上と強化

基礎学力の向上と強化を目的として、入学前課題を入学予定者に課している。さらに入学後は、学習支援室及び教員のオフィスアワーを設定して学習内容について相談できる環境を整え、さらに数学、物理、構造力学など学生が不得意となり易い科目の補講・補習を休業期間中に実施し学生の質問、相談等に対応している。また、製造学科では夏期集中、春期集中の補講を開講している。なお、これらの実施にあたっては、シラバスやその都度掲示で周知している【資料 2-2-4】。

3) 初年次教育の充実

初年次教育として、製造学科では「フレッシュマンゼミ I・II」を、建設学科では「創造プロジェクト I」、「ものづくりひとつづくり総合講義 A」を本学専任教員が担当し、学生間及び学生と教員とのコミュニケーションを図るとともに、ものづくりの人材としての導入教育や、文章表現力(書く、話す)など日本語力の涵養を行っている【資料 2-2-5】。

4) 社会人基礎力育成

社会人としての常識・良識を身につけ、ものづくりの「技」と「知恵」と「心」を併せ持つ有為な人材を育成するため、1年次から4年次まで「社会人基礎力育成講座」を開講している。また、社会との関わりを経験し、実務に対応できる能力を習得させるために長期のインターンシップを受講させ、卒業後、社会人として活躍できるよう充実した支援体制を確立している【資料 2-2-6】。

5) キャリア教育

就職活動を支援するために「就業基礎講座」【資料 2-2-7】を開講するとともに、学生課が窓口となり「就職セミナー」【資料 2-2-8】「合同企業説明会」「OB・OG 交流会」【資料 2-2-9】を開催し、SPI (Synthetic Personality Inventory ; 総合適性検査) 対策、履歴書・志望理由の書き方等を指導するとともに、個別の学生相談にも対応している。

6) ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動

教授方法の工夫・開発のため授業見学を奨励している。全教員が授業を見学し、授業の良い点を所定の様式に記し、学内 web に掲載している。そして、全学的に秀でた授業方法を共有することで教育力の向上に努めている。また、FD として、教員の教育力向上のため平成 26(2014)年度、平成 27(2015)年度にはそれぞれ 2 回ずつの FD 研修会を開催した【資料 2-2-10】。

7) 安全教育

製造学科では新入生に安全手帳を配布するとともに、フレッシュマンゼミ、機械加工実習等の授業での整理・整頓の実施や危険予知などについて教育を行っている。また、インターンシップ実施前研修 (3 年次) や年末の安全祈願祭の実施など機会あるごとに安全教育を行っている。

建設学科では新入生に安全手帳を配布するとともに、実技教育の実施に当たり、入学年

度始めに安全祈願祭を開催し、その年度の安全に対する意識を高めている。また普段の実習授業では、安全教育徹底のため安全週間や KY（危険予知）活動及び安全手帳の携行などで安全教育の充実を図っている【資料 2-2-11】。

(2) 大学院教育

大学院における教育研究の主題である「ものづくり学」は、大学院履修要項Ⅱ-3-2 項【資料 2-2-12】に記されているように「既存学部における領域」、すなわち「技能工芸学」に立脚しつつも、これを個別かつ専門的に探究するものでなく、ものづくりの高度な実務を念頭に、さらに広範な領域にまたがるものである。これを効果的に学修するために、授業科目は次の 3 つの科目群から編成されている。「ものづくり学総合科目群」は、普遍的な「もの」と「ものづくり」の在り方を探求する。「ものづくり学技能技術科目群」は、ものづくりの高度な技能技術の知識と実践力、並びにこれらに基づく普遍的なものづくり意識を習得する。「ものづくりプロジェクト科目群」は、ものづくりに関わる研究・開発や高度な制作・製造のマネジメント力及び実践力と実務感覚を習得する。

「ものづくり学総合科目群」においては「ものづくり学」の理念、考え方、現状を学ぶ。同時に「ものづくり学技能技術科目群」を履修することにより、ものづくりのための実践的技術習得する。これらの学修を通してものづくりという仕事の具体的な全体像を各自が把握してゆく。「ものづくりプロジェクト科目群」は、ケースメソッドを取入れた科目であり、具体的なプロジェクトなどを想定、あるいは実際に立上げて、ものづくりに関するプロジェクトの運営を仮想体験あるいは実体験することにより、実践的な企画力、マネジメント力などを高いレベルで身につける。これら 3 つの科目群を総合的に履修することで、高度なものづくりの実務能力が養成される。

本学大学院は入学定員 20 人であり【資料 2-2-13】、各授業は最大 20 人程度の少人数制で行われる。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育目的を踏まえ、技能技術者（テクノロジスト）育成のために常にカリキュラムの見直しや履修制度の変更などの改善を図っていく必要がある。

本学においては「少人数教育」、「基礎学力の向上と強化」、「初年次教育の充実」、「社会人基礎力育成」、「キャリア教育」など、独自の教育課程編成を実施しているが、さらに学生の授業への取組みに対する動機付けや理解度の向上のために、今まで以上に、個々の学生に対する履修指導が求められると考えられる。そのためにホームルーム、研究室ゼミ、オフィスアワーを活用した学生との面談の機会を多くすることで、学生の疑問や意見を広く深く聞き、迅速に対応していきたいと考えている。

一方、学生に分かり易い教授方法については、個別履修指導もさることながら通常授業のアンケートや結果の解析、ファカルティ・ディベロップメント推進委員会が主導する FD 研修会等の授業改善の活動を充実し、積極的に教授方法の工夫・開発・向上等に努める。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

学修及び授業の支援は、専任教員が中心となりその指示のもと教務職員、非常勤講師及び TA と連携して、それぞれの授業に必要な準備、授業のサポートを行っている。また、教務系の職員が学修サポートに有用な掲示や通知などを工夫して行い、学生等からの要望にも応えるものとしている。具体的な取組みは、以下のとおりである。

(1) 入学前学修支援

AO入学試験及び推薦入学試験の合格者に対し、入学後に必要となる知識・能力の不足を補うことや入学までモチベーションを維持し学修習慣を身につけること等を目的として、次の課題により学修支援を行っている【資料2-3-1】 【資料2-3-2】。

(製造学科)

課題1 高校レベルの国語の学習

課題2 高校英語の復習

課題3 高校数学の復習

課題4 高校物理の復習

(建設学科)

課題1 身近にある建造物の歴史や構造、現状での課題について

課題2 高校数学の復習

なお、これらの課題について提出された答案や成果物を、入学後の指導の一助としている。

(2) 初年次教育と補習授業

製造学科では必修科目「フレッシュマンゼミ I・II」【資料2-3-3】において、第1クォータに安全教育、クラスごとの学内ツアー、地域課題に関するフィールド調査等を行い、大学と地域(行田市周辺)への理解を深めながら、学生間、学生と教員間のコミュニケーションを図っている。第2クォータはチーム編成による「ものづくり」を行い、学期末には作品のコンペを実施して優秀作を表彰するなど、ものづくりに親しむと同時に、より一層のコミュニケーション能力の向上を図っている。コンペ設営には教務・情報課職員が協力している。「ものづくり」のテーマは数年ごとに更新しており、「カヌー」(平成13(2001)年度～平成19(2007)年度)、「からくりマシン」(平成20(2008)年度～平成23(2011)年度)、「スターリングエンジン」(平成24(2012)年度～平成26(2014)年度)、「段ボール飛行機」(平成27(2015)年度～)となっている。

建設学科では第1クォータの必修科目「創造プロジェクトⅠ」【資料2-3-4】を、1年次の担任教員全員が担当している。4月にはチームごとに学内ツアーを行い、ティンバー実習場、ストラクチャー実習場、フィニッシュ実習場、中央棟1階実習場の使用方法を説明し、実技系授業に慣れるための準備を行っている。なお、学内ツアーでは、本部棟事務局及び図書情報センターにも行き、各種手続き、図書情報センターの利用方法等の説明を教務・情報課、学生課と協働で行っている。5月には、チームごとに地域の歴史的建造物調査として行田蔵めぐりを行い、コミュニケーション能力の向上と建設に対する興味の深耕を図っている。行田蔵めぐりでは、教務・情報課が行田市との折衝等に当たっている。

製造学科では数学・英語・物理の基礎、建設学科では英語の基礎の授業においてクラス分けテストを実施して能力別クラスを編成し、学生の到達段階に応じた授業ができる体制を整えている。特に基礎学力が不足している学生に対しては両学科とも補習授業を実施している【資料2-3-5】【資料2-3-6】。補習授業は学期中のみならず、必要に応じ春期・夏期休業中にも実施している。

初年次からのキャリア教育として、平成22(2010)年度から、キャリアプランノート【資料2-3-7】の配布及び「キャリアプラン講座(現社会人基礎力育成講座)」【資料2-3-8】を開講し、大学生として自分の学修成果を整理し取りまとめるとともに、随時見直しを行い不足点の改善などを行わせている。

(3) ガイダンス

学生が計画的に学修を行い充実した学生生活を送るために、各種ガイダンスを実施している。大学の仕組み、学生生活におけるルール等についての新入生ガイダンス、履修登録説明ガイダンス等を教務・情報課職員が、インターンシップ説明ガイダンス、就職関連ガイダンス等を学生課職員が、学修面についての新入生保護者ガイダンス、学年別学科ガイダンス、卒業研究関連ガイダンスを教員が、それぞれ中心となり関係する教職員が協働で行っている【資料2-3-9】【資料2-3-10】。

(4) 担任制度・ホームルーム

担任制度により、担任教員が学生一人ひとりの授業の出席状況や成績の把握に努め、計画的な履修計画を指導・助言するとともに、学修面だけでなく精神面の相談、進路の相談などのきめ細かな学修支援を行っている。各担任教員は両学科とも学生20人程度を担当し、製造学科では1年次から2年次まで、建設学科では1年次から3年次第2クォータまで(研究室配属されるまで)同じ教員が務め、学生の状況を継続して把握できるようにしている。製造学科では3年次にコース担任を配置し、3年次第3クォータに研究室配属されてからは研究室の指導教員が担任を務める。一方、建設学科では3年次第2クォータに研究室配属されてからは研究室の指導教員が担任を務める。

両学科ともクォータごとの成績表配布に合わせホームルームを開催し、担任教員が学生と面談を行い個別の学生の学修状況を把握するよう努めている【資料2-3-11】【資料2-3-12】。なお、建設学科では、成績配布時以外にも1年次の「創造プロジェクトⅠ」、2年次の「創造プロジェクトⅡ」の授業にあわせて、ホームルームを実施している。

(5) 出席管理システム・学生カルテ

授業で学生の出席状況を迅速かつ確実に把握するために、平成26(2014)年度末にポータル端末による出席管理システム【資料2-3-13】を導入し、全学生の出席状況をほぼリアルタイムでデータ化している。出席管理システムを学生カルテ【資料2-3-14】に連動させることにより、各学生の出席状況を全教員及び全職員が即時に把握することができるため、欠席率の高い学生に早期に対応することができる。なお、担当授業の出席状況に目がゆきがちになる教員を補完するように、教務・情報課職員がデータ整理等の際に気づいた情報は、メール等で教職員に通知され共有される。例えば、1年次の第1クォータでは、4月下旬から5月中旬の間に教務・情報課職員が授業を2回欠席している学生のリストをメールで教員に連絡し、早期に担任が欠席している学生に連絡をとれる体制を整えている。

また、学生カルテには授業以外の保護者からの連絡や友人との交流状況などの学生動向も記録されているので、授業の遅刻・欠席や成績不振の原因推定に利用可能となっている。

(6) オフィスアワー

学年ごとの枠を越えた基礎及び専門分野に関する学修支援のみならず、学生生活全般の相談を受け付けるオフィスアワーを、製造学科では週1回、建設学科では月1回設け、掲示等により学生に周知を図っている【資料2-3-15】。オフィスアワーの時間帯は、各教員が研究室で待機しており、学生は担任の教員だけでなく、どの教員とも直接相談できる。

オフィスアワーにより、学習の仕方など学生の持つ諸問題への対応や、各教員の専門分野を深く教えることができ、3年次の研究室配属の際の研究室選定にも役立っているほか、学生生活を送る上での不安などの解消にも務めている。なお、オフィスアワーの時間帯以外でも、教員が可能な場合は随時相談を受け付けている。

(7) 授業支援

各学科に教務職員が2人配置され、実習場・施設・設備の維持管理、実験・実習授業の準備・補助などを担当している【資料2-3-16】。

実技系科目においては、1クラス又は1チーム20人程度の少人数制を採り、担当教員のもと優れた技能を持つ非常勤講師が実技指導を担当し、学生の中から選抜されたTAが補助にあたることで、各学生の習熟度に応じた指導を行っている。このほか、設計やコンピュータ演習等の授業においてもTAが授業補助にあたっている【資料2-3-17】。

授業補助には授業進行から遅れがちな学生のフォロー等も含まれるため、TAにはその授業内容に対するスキルが求められる。したがってTAは主として学部4年次、大学院学生であり、授業における習熟度を教員が判定し、TAとして選抜している。平成27(2015)年度、両学科の内規に基づき製造学科46人、建設学科32人のTAを採用した。

(8) アンケートの活用

学生による授業アンケートをはじめ、新入生アンケート、卒業生アンケートを実施し、集計結果をすべての教職員が共有することによって学修及び授業支援の体制改善の資料として活用している【資料2-3-18】。授業アンケートは、1年間に2回実施し(第1・第3クォータと第2・第4クォータにそれぞれ隔年で実施)、迅速に集計を行い教職員に公開して

いる。結果は教務委員会で検討されるほか、各教員もそれぞれアンケート結果を基に授業の改善に努め、授業における学修効果を向上させるようにしている。

また、平成 22(2010)年度に設置されたファカルティ・ディベロップメント推進委員会の教職員及び教務委員会の教職員を中心に、授業アンケート結果等の活用方法の改善や教育研究の向上のための検討を教務・情報課職員と協働で行っているほか、FD 研修会を開催している。

(9) 図書情報センターの学修支援

図書情報センターは、図書情報センター運営委員会及び情報ネットワーク専門部会の教員と教務・情報課職員により運営され、授業を含む大学生生活全体における学修支援を行っている。

蔵書には工学系専門書や辞書・辞典等に加え、自動車雑誌や建築雑誌、ファッション誌も配架して、活字離れの学生の利用を促している。蔵書数は45,124冊で、授業における課題作成等にほぼ十分な書籍が揃っている【資料2-3-19】。

同センターには、視聴覚教材も整備し、閲覧コーナーを設けて、学生が気軽に映像教材に親しめる環境を作っている。また、教員向けの「優れた授業」のビデオ教材も用意され、教員の授業改善に利用されている。また、授業の課題作成などをグループで進めることができる「グループ利用室」を設け、映像コンテンツ編集用PCやA3スキャナー等を備えている。グループ利用室では、飲み物の持込みを許可しており、学生が気軽に話合いや打合せをすることもできる。

更に、同センターには、情報端末が整備されており、コンピュータ室に出向かなくとも、必要なときに図書による情報と並行してインターネット情報を調べることができる。無線LANも整備されているので、自身のパソコンやモバイル端末からもインターネットに接続することができる。

なお、同センターは、平日 9 時 30 分～18 時まで利用でき、試験期間に合わせ各学期末の 2 週間は、開館時間を 30 分延長し、学生に自習の場を提供している【資料 2-3-20】。

(10) 学修対策本部

平成 24(2012)年度に教員と教務・情報課、学生課の職員、カウンセラーから構成される学修対策本部を設け、学修支援への取組みを強化している【資料 2-3-21】。

学修対策本部の主な業務は、過去 5 年間で 20%前後で推移する退学・除籍率の低減への対応のための諸活動である。例えば IR (インスティテューショナル・リサーチ) 委員会において、退学原因の調査を統計学的に行ったところ、製造学科については高校理科の習熟度と退学率に相関が見られたため【資料 2-3-22】、習熟度別のクラス編成等の対応を進めている。一方、建設学科では 1 年次必修授業の単位取得状況と退学率に相関が見られたため【資料 2-3-23】、平成 28(2016) 年度入学者から入学前課題として「高校数学の復習」を取入れた。

(11) 学生への個別対応

成績不良の学生への対応策としては、上記の担任制度、学生カルテを活かし、成績不良

や出席率の低い学生について、クォータごとに担任教員が学生本人や保護者に連絡するなどのフォローを行っている。また、別に単位取得が一定水準以下の学生については、学習状況に注意を促す通知【資料 2-3-24】を保護者に郵送し、その後、三者面談を行うなどのきっかけとしている。さらに、3年次の第3クォータには、両学科とも保護者会を開催し、担当教員が直接保護者に単位修得状況等の説明を行っている。

経済的問題をかかえる学生への対しては、本学独自の給付型の奨学金として、ものづくり大学奨学金（学部2年次・大学院2年次対象）、ものづくり大学さくら奨学金（学部3・4年次対象）、ものづくり大学生生活支援奨学金（本学を受験する志願者・全学生対象）、総合資格学院奨学金（建設学科3年次・4年次）【資料 2-3-25】があり、学生の経済的な生活支援を行っている。

また、休退学希望者に対しては、必ず担任が面談し、休退学理由や退学後の進路等について保護者にも確認をした上で、真にやむを得ない場合は、学科会議、教務委員会、教授会での審議を経て休退学を認める等、きめ細かい指導を行っている。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

学修及び授業の支援体制は、整備しているが、実施している施策についてその効果を分析するとともに、社会状況や学生のニーズに配慮しながら、教職員が連携し強化・改善を図っていく。

成績不良等による退学者については、未だ退学者数が多いことを踏まえ「学修対策本部」を中心に対応を強化し、学修困難者の早期抽出と手厚いサポートの強化を行い、退学者の減少に努める。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 単位認定

単位の認定については、「単位の授与」、「成績の評価」、「他の大学又は短期大学における授業科目の履修」、「大学以外の教育施設等における学修」、「入学前の既修得単位の認定」、「卒業に必要な単位数」を学則【資料 2-4-1】に、「試験」、「成績評価」を「ものづくり大学履修規程」【資料 2-4-2】に定め、履修ガイド【資料 2-4-3】に引用明記し、学生に配布するとともに、教職員にも徹底し、厳正に適用している。また、授業科目ごとに授業の概要および到達目標、準備学修（予習・復習）、授業の内容、教科書、参考書、主な実験・実習機器、成績評価の方法、履修上の注意事項をシラバスに明記している。なお、その適用にあたっては、クォータごとに学科会議において全学生の成績を確認するなど厳正な運営

に努めている。

編入学者及び転入学者については、「ものづくり大学編入学規程」【資料 2-4-4】に基づき、学則第 30 条に定める「入学前の既修得単位の認定」に準じて単位の認定を行っている。認定単位数の上限については、他大学の状況を調査しつつ、教務委員会で検討中である。

他大学との単位互換については、本学と放送大学との間における単位互換に関する協定【資料 2-4-5】【資料 2-4-6】を締結しており、本学の学生が放送大学で取得した単位は、10 単位を限度として、本学で取得した単位と同等のものとして認定され、卒業に必要な単位数に含めることができる。また、泰日工業大学（タイ王国）をはじめ、海外の 4 大学と協定【資料 2-4-7】を結んでおり、双方で協議することにより単位互換が可能である。

(2) 進級要件

本学はクォータでの入学、卒業の制度を持ち、各学生の状況に合わせた単位取得の進捗を可能とするため、進級にあたっての単位要件は定めていない。しかし、履修にあたって学修実績が必要な科目においては、【表 2-4-1】のように履修条件単位を定めている。なお、製造学科と建設学科ではインターンシップ・研究室配属の時期が異なるため、それぞれの履修条件も異なる。

表 2-4-1 履修等の条件単位一覧

学科名	科目名	履修等の時期	履修等の条件単位
製造学科	インターンシップ A	3 年第 2 クォータ	2 年第 3 クォータ終了時点で 60 単位以上
	インターンシップ B	4 年	インターンシップ A を履修していること
	研究室配属	3 年第 3 クォータ	3 年第 2 クォータ終了時点で 75 単位以上
	卒業研究および制作着手	4 年	105 単位以上 (L ゼミを含む)
建設学科	基礎インターンシップ	2 年第 2 クォータ	1 年第 3 クォータ終了時点で 20 単位以上
	専門インターンシップ	4 年	3 年第 4 クォータ終了時点で 104 単位以上
	研究室配属	3 年第 2 クォータ	3 年第 1 クォータ終了時点で 72 単位以上
	卒業研究および制作着手	4 年	104 単位以上

(3) 卒業要件

卒業は、4 年以上在学し、130 単位以上を取得し、「卒業研究および制作」を含む各学科

の指定する科目を修了したものについて認定し、「学士（技能工芸学）」の学位を授与することがものづくり大学学則第 39 条【資料 2-4-8】、ものづくり大学学位規則【資料 2-4-9】に明記され、卒業認定に対する具体的な方針は、ディプロマ・ポリシー【表 2-4-2】として平成 26(2014)年度に制定した。

卒業要件を満たしているかどうかは、各学科で卒業判定会議を開催して判定し、結果は教務委員会での審議を経て教授会に提案され、その審議結果を踏まえ学長が卒業を認定している。

「卒業研究および制作」は必修であり、卒業研究論文あるいは制作物を提出し、公開の成果発表会において発表を行い、審査に合格しなければならない。「卒業研究および制作」の成果内容については、製造学科では「卒業研究・制作発表会講演要旨集」【資料 2-4-10】、建設学科では「卒業研究・制作・設計梗概集」【資料 2-4-11】をそれぞれ印刷発行し、一般にも配布している。なお、建設学科では、卒業制作及び設計については、図録を発行している。

表 2-4-2 技能工芸学部および製造学科、建設学科のディプロマ・ポリシー

【技能工芸学部ディプロマ・ポリシー】

所定の期間在学し、本学の教育理念・教育目標に沿って設定した授業科目を履修して、基準となる単位数を修得することが学位授与の要件である。

【製造学科ディプロマ・ポリシー】

卒業研究あるいは卒業制作を含む学科の指定する必修科目を修了し、卒業に必要な規定の単位数を取得することで、製造学科の求める下記の能力・知識を獲得したものと認め、学士（技能工芸学）の学位を授与する。

1. 高度なものづくりに応用できる基礎学力および工学の専門知識を有する。
2. ものづくりのための基本的な技術・技能が実践でき、それらを体験的知識として応用する力を有する。
3. 工業製品のものづくり実務に関する深い理解を有する。
4. ものづくり現場での課題創出と課題解決に取り組む力を有する。
5. 豊かな教養と国際性を持ち、社会性、創造性、倫理性を有する。

【建設学科ディプロマ・ポリシー】

卒業研究あるいは卒業制作を含む学科の指定する必修科目を修了し、卒業に必要な規定の単位数を取得することで、建設学科の求める下記の能力・知識を獲得したものと認め、学士（技能工芸学）の学位を授与する。

1. 高度なものづくりに応用できる基礎学力および工学の専門知識を有する。
2. ものづくりのための基本的な技術・技能が実践でき、それらを体験的知識として応用する力を有する。
3. 建築・土木等のものでものづくりの実務に関する深い理解を有する。
4. ものづくり現場での課題創出と実践的な課題解決に取り組む力を有する。
5. 豊かな教養と国際性を持ち、社会性、創造性、倫理性を有する。

(4) 大学院ものづくり学研究科の単位認定及び修了要件

大学院ものづくり学研究科の修了は、2年以上在学し、必修8単位を含む30単位以上を取得し、修士学位プロジェクトを修了して審査および最終試験に合格することにより「修士(ものづくり学)」を認定されることが、ものづくり大学大学院学則第18条【資料2-4-12】及び「ものづくり大学学位規則」に明記され、具体的には、ディプロマ・ポリシー【表2-4-3】として平成26(2014)年度に制定され、学生及び教職員に配布している「大学院履修要項」にも明示している。また、ホームページ(設立趣旨・理念・ポリシーのページ)でも公開している。

修了要件を満たしているかどうかは、大学院研究科運営委員会で判定され、結果は研究科委員会で審議され、その審議結果を踏まえ学長が修了を認定している。

修士学位プロジェクトは、修士論文研究・作品制作・プロジェクト実施等のいずれかを行い、研究論文・作品あるいは成果報告書を提出し、公開の中間発表会、最終発表会において発表し、審査に合格しなければならない。修士学位プロジェクトの内容については「修士学位プロジェクト概要集」【資料2-4-13】を印刷発行し、一般にも配布している。

表2-4-3 大学院ものづくり学研究科のディプロマ・ポリシー

【ディプロマ・ポリシー】(学位授与の方針)

修士学位プロジェクト、および研究科の指定する必修科目を含む授業科目の必要単位を習得することで、下記の実践的知識と実務的能力を獲得したものと認め、修士(ものづくり学)の学位を授与する。

1. 広い視野からものづくりの真の価値を追求する態度と素養を有すること
2. ものづくり技術や技能を探究する裏付けとなる高度な知識を有すること
3. 自らがものづくりやものづくりのマネジメントを行える実践力を有すること
4. ものづくりに関する研究課題を自ら設定し解決する探求力を有すること

(5) 成績評価基準

成績評価基準は、学則第27条【資料2-4-14】、「ものづくり大学履修規程」【資料2-4-15】に定めており、【表2-2-4】に示すとおりである。他大学・他機関等で習得した成績を認定したものはNとし、これは後述するGPA(Grade Point Average)の算出には含まれない。このことは、学生及び教職員に配布される「履修ガイド」にも明示されている。

表2-4-4 成績評価基準

評点	評価	区分
100~90点	S	合格
89~80点	A	
79~70点	B	
69~60点	C	
59点以下	E	不合格
—	N	認定

各授業科目の成績評価方法については、シラバスに明示しているほか、各授業の初回に担当教員から説明を行うなどして、学生への周知徹底を図っている。

平成 25(2013)年度より GPA 制度を導入し、成績評価結果を数値化することで学生・教職員双方からの成績の視認性を高めている。GPA は学生の学習意欲向上に加え、学業成績に問題のある学生の早期発見、奨学生の選考等に利用している。なお、平成 24(2012)年度以前に入学した学生も GPA とは異なるもののポイント制による成績の算出をおこなっており、同様に学生指導に資するものとしている。

成績は毎クォータ終了後に集計し、インターネットポータルサイトにおける本人への開示とともに、ホームルームで担任教員から成績表を手渡しし、併せて指導を行っている。その結果は学生カルテに記録し、関係教職員で共有している。成績表は年に一度保護者にも送付【資料 2-4-16】しており、保護者に成績への認識を高めてもらうよう努めている。さらに、成績不良者の保護者にはクォータごとに注意を促す通知【資料 2-4-17】を送付しており、大学・保護者双方から学生を支援する体制を取っている。

また、成績質問期間を設けており、学生が成績評価結果に質疑のある場合には「成績に関する質問申請書」【資料 2-4-18】で質問申請をすることができ、厳正な成績評価とともに、成績結果に対する学生の理解を深める工夫をしている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

単位認定、卒業・修了認定等については、十分な対応がなされており、現在のところ特に問題はないが、教育目的の達成度をさらに高めた卒業、修了認定としていく必要がある。

そのために、教育課程の体系的な編成、授業科目の内容の充実、教育方法の工夫等について改善する取組みを継続していく。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

本学におけるキャリアガイダンスの中心組織としては、教員と事務職員で構成する就職支援本部【資料2-5-1】と就職・インターンシップ委員会【資料2-5-2】がある。これらは具体的推進方策の検討や情報交換を定期的に（ほぼ月1回）行い、教職員が一体となって指導・教育にあっている。また、キャリアカウンセラー6人が交代で週2～3日のカウンセリングを実施し、スケジュール表【資料2-5-3】掲示により、技術面や精神面でのアドバイスを行うなど、専門的な見地からのサポート体制も整備している。

具体的な教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制整備は、(1)学内教育課程での取組み、(2)インターンシップ、(3)社会（産・官・学・地域）連携

での推進の3つの視点で行っている。

(1) 学内教育課程での取り組み

本学は多くの企業出身の教員や企業経験豊富な非常勤講師による講義・実習教育を行っていることを特徴としており、普段の授業の中でも社会的・職業的自立に関する話題を交えたキャリア育成を実施している。

初年次から卒業までの一貫した指導として、新入学の時点で全学生にキャリアプランシートを配布し、学期ごとに目標設定及び振り返りをさせることによりキャリア設計に対する意識の醸成を図っており、授業科目においても平成24(2012)年度から外部のキャリアカウンセラー3人の講師により、学年毎に年間8コマ(15時間)1単位付与の授業「社会人基礎力育成講座」【資料2-5-4】を設け、それぞれの学年時にふさわしいと思われる社会人としての基礎的な資質の向上を図るプログラムによる教育を実施している。

また、就職時期が迫る3年次からの対応では、学生の就職力向上に関わる情報システム(就職支援システム)を構築して、学生への周知と活用の徹底を図るとともに年に15~20回程度の就職ガイダンス・就職セミナーの開催や就業力達成度確認合宿を実施し、更に企業を知るためのOB・OG交流会、企業研究セミナー、合同企業説明会、及び地元優良企業見学会を開催している【資料2-5-5】。

なお、就職支援システムでは、インターネットを利用したコミュニケーション機能の追加、求人情報の随時閲覧可能化などの更新を行っており、これらを利用して全教員と学生課が連携して学生への対応にあたっている。

一方、就職内定状況については、学生課が教員と連携して就活状況や内定状況の把握【資料2-5-6】を定期的に行い、個別学生の指導に利用するとともに全体の集計・統計整理を行っている。

(2) インターンシップ

1) インターンシップの仕組みと概要

本学の学則第1条にある「豊かな社会性・創造性・倫理性を身につけた技能技術者を育成することを目的とする」に従い、開学以来ものづくり現場での実体験を通しての社会観・職業観の形成を目的として、製造学科では3年次・4年次、建設学科では2年次・4年次にそれぞれ40日間(4年次では20日間(製造学科)や80日間(建設学科)も可能)の長期インターンシップを実施している。インターンシップは学内での教育・指導だけでは得られない職場におけるルール・マナーの習得や職業的自立能力の大幅な向上に繋がり、その後の就職活動でのコミュニケーション力や経験を踏まえての自己PR等に成果を発揮し、高い就職率に繋がっている。

本学の長期インターンシップ実施にあたっては、地元埼玉県の中小企業を中心に多くの企業に長期インターンシップの役割についての理解を得ている【資料2-5-7】。この背景には、産官学連携の並行した取り組みもあり、「ものづくり大学埼玉県地域連絡協議会」(平成13(2001)年10月設置)、「ものづくり大学教育研究推進連絡協議会」(平成14(2002)年9月設置)、「行田市との地域連携協定」(平成25(2013)年8月締結)【資料2-5-8】、及び「鴻巣市との地域連携協定」(平成26(2014)年1月締結)【資料2-5-9】などによる、県内産業界・地域社会・行政との良好な関係がある。

2) インターンシップの流れ

インターンシップの一連の流れ【資料 2-5-10】は、インターンシップ開始の半年前の学生へのインターンシップ説明ガイダンスに始まり、インターンシップ受入先企業情報による希望調査を元に仮配属を決定し、インターンシップの手引き書配布、企業への学生紹介票作成、企業との協定書及び同意誓約書作成、傷害保険への加入手続き等を行う。インターンシップの派遣先企業には各々担当指導教員が割り当てられており、仮配属学生は担当指導教員と適性チェックや心構え、安全に対する指導等を目的に事前の面談を実施する。そこで、コミュニケーション力に問題がある等希望する企業でのインターンシップが難しい場合は、派遣先企業の変更調整を行うか、派遣前に個別に補習教育を実施する仕組みとしている。また、派遣の約 2 週間前には対象学生全員に対し、「社会常識セミナー」と「安全セミナー」等の受講を義務付けし、実施している。担当指導教員は、相手先企業と調整の上、必要な場合にはインターンシップ開始に先立ち学生を引率しての面談実施も行う。

インターンシップが始まると、学生は日報を作成して企業側の担当指導員から承認印をもらい、週末には週報を作成して大学の担当指導教員宛に送付して状況報告を行う。担当指導教員は週報や学生本人からの問い合わせ、企業側からの連絡情報などを元にインターンシップ期間中に企業への巡回訪問を行って、学生へのケアや企業側からの生の声を聞き対応に当たるなど、長期間のインターンシップが有意義でかつ無事に終了することに細心の注意を払うこととしている。

インターンシップが終了すると、対象学生全員がインターンシップ成果報告書【資料 2-5-11】の作成を行うが、製造学科の 3 年次の場合は、就職活動の準備を兼ねて夏季休業明けに成果発表会も実施している。これらは、インターンシップの内容のまとめだけでなく、期間中を通して学んだ社会人としての心得や職業的自立に向けて自分の弱みや反省点を整理することにより、その後の学生生活での目標設定や就職活動に役立てることなどに繋げている。

3) インターンシップ成果の展開

インターンシップの更なる発展や改善に向け、インターンシップ終了後に派遣学生に対する企業の評価とアンケートの内容を分析・評価し、平成 14(2002)年度から毎年度、「インターンシップ実施レポート」として、また、平成 22(2010)年度からは「インターンシップ成果報告書」として取りまとめ、企業および教職員に結果をフィードバックしている。同じく、平成 22(2010)年度から地方自治体や企業からの関係者を招いた場で、全学の「インターンシップ成果報告会」を開催し、そこで提出された意見を仕組みや指導方法などに反映させるとともに、学生と企業との情報交換ができる場として活用している。

なお、平成 24(2012)年度から文部科学省の「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に採択され、自立的人材育成のための PBL 型 (Project (Problem) Based Learning) インターンシップの高度化に取組み、学生自らの創造性、課題解決に向けた思考力の醸成等教育効果の質的な向上を図ることに努めている。

PBL 型インターンシップについては、平成 25(2013)年度には、「研究技術開発型」、「ものづくり型」、「技術・技能向上型」、「地域活性型」の 4 分野を設定し、それぞれ 3 件、2

件、3件、0件の計8件で14人の参画、平成26(2014)年度は、7件、0件、6件、1件の計14件で20人の参画、平成27(2015)年度は、7件、5件、5件、0件の計17件で23人参画の実績を作り、今後も更に増加させることを目標に取り組んでいる。

4) インターンシップの国際化

また、グローバル化への対応の観点から、タイ王国の泰日工業大学(TNI)との交換留学制度【資料2-5-12】を平成21(2009)年度より導入し、本学からTNIへの留学ではインターンシップ型の交換留学方式を採用し、TNIでの授業1ヶ月、企業でのインターンシップ1ヶ月計2ヶ月間の短期留学を実施しており、平成23(2011)年度～平成27(2015)年度までの累計での留学生数は17人となっている【資料2-5-13】。このTNIでのインターンシップを体験した学生は皆、実施後、語学力や国際感覚、コミュニケーション力等が向上し、その後の学生生活や就職活動に積極的な姿勢をみせるようになっており、今後も継続して留学生数を増やしていく方針である。

(3) 社会(産・官・学・地域)連携

まず国(文部科学省)との連携では、平成21(2009)年度「大学教育・学生支援推進事業学生支援プログラム」に採択されたのを受け、専門家のキャリアカウンセラーを配置し、教員・事務職員・キャリアカウンセラーが三位一体となったサポート体制を構築したほか、新たに就職支援本部を設置し、就職支援全般の企画立案並びにサポートを行っている。その後も平成22(2010)年度、平成23(2011)年度の「大学生の就業力育成支援事業」の採択では「キャリアプランノート」の導入を図り、学生が入学時から計画的にキャリア形成に向けて取組める仕組みを整備した。

さらに、平成24(2012)年度から平成27(2015)年度は、「産業界のニーズに応じた教育改善充実体制整備事業」のそれぞれテーマA及びテーマBとして採択され、関越地域大学グループ18大学(代表校新潟大学)とともに、テーマAでは「産学協働による学生の社会的・職業的自立を促す教育開発」の中の「自律的人材育成のためのPBL型インターンシップの高度化」を中心課題として、正課授業であるインターンシップの充実と学生自身の自己評価に取組み、テーマBでは埼玉県インターンシップ推進委員会の代表校として、埼玉県内7大学【資料2-5-14】と支援団体主催によるインターンシップフォーラムの開催や、インターンシップマッチングフェアの開催により、産業界のニーズ全般の把握や学生一人ひとりに注目した就職支援体制の充実に努めている。これらの成果は、年度ごとに成果報告書としてまとめられ、代表校(新潟大学)を中心に発表を行っている。平成28(2016)年度からは上記の事業が終了したことを受けて、埼玉県内で協働の取組みをした大学との協定の締結【資料2-5-15】と、インターンシップを含む教育改善等の情報の共有や協力方策の検討を進めている。

次に、本学と産業界・地域との連携では、開学当初から設置された「ものづくり大学埼玉県地域連絡協議会」や「ものづくり大学教育研究推進連絡協議会」の場を介して、企業からの要望を汲み取ることで常に社会の変化に対応しながら、必要に応じて教育の内容と方法の見直しを行うこととしている。

また、就職支援の複線化として、地元の行田公共職業安定所と就職活動支援に関する協

定【資料 2-5-16】を結び、ハローワークジョブサポーターが定期的に来学し、相談指導を実施するなど、ハローワークとの連携も深めている。

以上で述べたような施策により、就職内定率（民間就職希望者に対する内定者の比率）は、開学以来平均で 95.4%（製造学科 95.0%、建設学科 95.7%）を達成【資料 2-5-17】している。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、インターンシップに代表される技術的側面を重視した実践型のキャリア教育充実を図るとともに、社会人としての能力の向上をはかるキャリア教育である社会人基礎力育成講座の充実にも力を入れ、バランスの取れたキャリア支援をさらに推進する。特に、長期インターンシップの社会人としての基礎力育成効果の大きさに鑑み、より教育効果の大きい PBL 型インターンシップの拡大・充実化もあわせて推進する。

また、海外の大学との交換留学制度が、グローバル化に対応するキャリア形成に大きな成果を生んでいることから、インターンシップ型の交換留学方式をより多くの諸外国へ展開し、「インターンシップの国際化」をさらに発展させて行く。

平成 28(2016)年度からは、インターンシップ制度の中・長期ビジョンを見据えた「インターンシップ改革ロードマップ」策定の取組みを開始しており、本学のインターンシップのあり方の更なる改善・向上を図る。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

教育目的はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーにおいて、学部全体と学科ごと、また大学院に対して示されており、その点検・評価方法の基本的方針は、教務委員会で検討・審議している。

具体的には、学生の成績評価や授業アンケートの結果、課外を含む学生の活動状況等を、それぞれの学科並びに研究科において教員間で共有し、必要に応じて意見交換等により点検・評価・改善を行っているが、以下(1)～(5)の 5 項目に分けてその内容を述べる。

(1) 全学生の成績評価の共有

各学科では各クォータの成績集計後、学科会議において全学生の成績一覧を配布し、学生全体の学修動向の検討や学修に困難のある学生、学生が理解しづらいと思われる科目などの把握を行って情報を共有し、学生指導に活用している。学科会議後成績表を配布する際にはホームルームを開催【資料 2-6-1】し、担任が個別に学生と面談し、各学生の成績

表を元に学修進度を計り、必要に応じ学修計画策定等の指導を行っている。

(2) 授業アンケート

授業アンケートを年2回(第1・3クォータと第2・4クォータを隔年実施)行っている【資料 2-6-2】。内容は学生自身の履修態度、学習効果、授業運営、授業内容、総合評価の大項目からなっており、個別科目の教授方法や理解の難易度に加え、学生自身がその科目に取り組んだ姿勢や獲得したものについても問うことで、学生自身に授業参加への自覚を促すとともに、学生の授業態度と授業のとらえ方の関係性も評価している【資料 2-6-3】。

(3) 資格取得

在学中に本学が取得を勧めている技能検定(3級もしくは2級)【資料 2-6-4】、計算力学技術者、商業施設士補、建築積算士補等の資格について、資格情報として関連する授業等で推奨している。また、建設学科では、卒業後、実務経験を重ねることによって受験資格が得られる資格として建築士、施工管理技士等について、また所定の授業を履修し単位を修得したことによって得られる測量士補の資格登録等について該当者に解説している【資料 2-6-5】。

(4) 学長表彰

年に1回、年度末に学長表彰を行い、その年度に研究成果、地域貢献活動、課外活動などで、大きな成果を挙げたと認められる学生や学生のグループを表彰している。表彰には二段階あり、学長特別表彰は「国際的な分野で顕著な成績をあげた者・団体、国内における当該分野で最高水準の成績等をあげた者・団体」に、学長表彰は「国内外における当該分野で優れた成績をあげた者・団体」に贈ることとしている【資料 2-6-6】。

毎年度1月～2月に製造学科、建設学科、ものづくり学研究所のそれぞれから候補が推挙され、学生委員会の審議を経て学長が決定する。平成25(2013)年度からは毎年度の推薦対象者数の基準を定めるなど、表彰に重みを持たせる工夫もしている。

(5) インターンシップ

インターンシップ先を対象に企業アンケートを継続して行い、インターンシップ修了生の活動への評価を通じた教育成果の評価を行っている【資料 2-6-7】。アンケートでは、生活態度や仕事への取り組み方のまじめさについては概して好評価を得ているが、先取性・積極性の不足の指摘を受けることがままたり、指導を強化している。また、「ものづくり大学教育研究推進連絡協議会」、「ものづくり大学埼玉県地域連絡協議会」などの本学と企業との連携組織も本学への企業からの意見を受ける場となっている。平成25(2013)年12月にはインターンシップ先の県内企業との情報交換会を開催し、さらに平成26(2014)年2月には、ものづくり大学教育研究推進連絡協議会で「PBL型インターンシップの実施状況と人材育成」を議題とした。そこで出された、PBL型は従来型より考える力やチームで働く力の醸成に優れるなどの意見を踏まえ、今後PBL型インターンシップの拡充を図っていくこととしている。企業との意見交換などの中では、本学の卒業生について、大学の目的と照らし合わせ、仕事ぶりや企業での人物像として一定の評価を受けており、教育目的が

達成されていると判断している。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

授業アンケート結果は教務委員会及びファカルティ・ディベロップメント推進委員会で取りまとめ、その結果を全教員に配布している。同時に個別授業のアンケート結果が各授業担当教員に示され、各教員はアンケート結果と全体概要を合わせて授業改善策を検討し作成する【資料 2-6-8】。改善策は集められ、全教員に配布されて共有化される。これらの改善は板書方法や声の大きさ等の授業技術的側面から、授業内容にまで及んでいる。例えばアンケート結果を汲んで、製造学科では必修科目「基礎数学および演習Ⅰ」において夏期集中講義、春期集中講義など補習講義を強化している。建設学科では必修科目「構造・材料Ⅰ」において構造力学の基礎の理解度を高めるように補習授業を強化し、必修科目「ものつくり・ひとつくり総合講義 A」においても文章の記述能力を高めるように補習授業を強化している【資料 2-6-9】。

また、平成 25(2013)年度から、教育内容・方法及び学修指導の改善ヒントになるように、本学で研修した工業高校教諭らを講師に「高等学校の生徒指導法に学ぶ」を FD 研修会として実施している【資料 2-6-10】。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

平成 25(2013)年度から、卒業生と在学生を対象とした学習等のデータ分析（IR 分析）に着手しているが、各種調査の相互比較や、学生の継続的な情報把握ができるような調査項目の設定などを今後の課題とし、教育目的の達成状況の点検・評価につなげていく。

新入生アンケートや授業アンケートなどの各種アンケート調査や、企業、卒業生などの幅広い意見を汲み上げる仕組みと、教員にフィードバックする仕組みの充実、それらフィードバックした内容が有効に実施されているか等について検討を進める。さらに、各種アンケートの相互比較等、総合的な分析を行い、有効な活用を図るため、教務委員会、ファカルティ・ディベロップメント推進委員会に就職・インターンシップ委員会等も加えて組織的な検討を行う。

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

学生サービス・厚生補導等に関しては教職員で構成する学生委員会が、心身の健康や相談に関しては、保健安全委員会が中心となって事案の審議等を行い、必要な対応を行って

いる。

本学では、学生生活を安心して過ごし、学業に専念できる体制を整えるために、経済面、健康面、生活面等に関する各種相談・支援を行っている。

(1) 経済面の支援

経済面での支援においては、日本学生支援機構の奨学金に対する申請の支援をはじめ、その他の学外機関による奨学金制度の紹介に努め、その活用が十分に図られるよう支援している。また、ものづくり大学独自の奨学金として「ものづくり大学奨学金」、「ものづくり大学さくら奨学金」、「ものづくり大学生生活支援奨学金」、「総合資格学院奨学金」があり、これらはすべて給付制であり返還不要のものである。

「ものづくり大学奨学金」は、企業からの支援を受け、学部・大学院に在籍する2年次を対象に、学部生一人30万円、大学院生一人45万円を給付している。平成27(2015)年度の実績として13人分420万円を給付している。

「ものづくり大学さくら奨学金」は、行田さくらロータリークラブを中心とした地元行田市民の有志の寄附を原資として、学部等に在籍する3・4年次の学生を対象に一人12万円を給付している。平成27(2015)年度の実績として4人分48万円を給付している。

「ものづくり大学生生活支援奨学金」は、大学創立10周年を記念して大学が創設したもので、学部等に在籍するすべての学生を対象に、家計状況や経済的必要性等を勘案して一人30万円～60万円を給付している。平成27(2015)年度の実績として33人分990万円を給付している。

「総合資格学院奨学金」は、建築関係の各種国家資格試験対策の講習を行う株式会社総合資格からの寄附を原資として、学部（建設学科）及び大学院等に在籍する1年次の学生を対象に、一人24万円を給付している。平成27(2015)年度の実績として2人分48万円を給付した。

上記の奨学金に関しては、毎年度「奨学金のしおり」を作成して、4月上旬に説明会を開催しているほか、学生の個別相談にも応じ、経済的支援を必要とするより多くの学生が奨学金の支給を受けられるよう努めており、何らかの奨学金を受給している学生の割合は36.4%となっている。

そのほか、特待生制度を設け、入学時及び2年次以降一定の成績を修めた学生に対して、年間授業料の全額または半額の免除を行っている。また私費外国人留学生に対しては平成27(2015)年度から新たな授業料等優遇措置を導入している【資料2-7-1】。

(2) 身体面の健康面の支援

身体面の健康面での支援においては、毎年春、全学生を対象として健康診断を実施しているが、その時に受診できなかった学生に対しては秋に実施し、学校医（大学の指定する病院の医師）がチェックすることにより、学生の健康状況の把握に努めている。また、大学本部棟に保健センターを設置して、学校医による健康相談を月2回実施しているほか、学生課職員により、軽微な怪我の応急手当や体調不良を訴える学生への対応を行っている。なお、重大な怪我や急を要する病気については、必要に応じて救急車の手配や医療機関の確保、保護者等への連絡など、緊急時の迅速な対応を行っている。さらに、突然の心停止に対応するため、AED（自動体外式除細動器）を学内5か所（大学本部棟1・2階、製造

棟、建設棟、ドーMITリ) に設置し、応急的な救命措置が行える体制を整備している。

(3) 心の健康面の支援

心の健康管理面での支援においては、2人の有資格カウンセラーを配置した「ふれあいルーム（学生相談室）」を設置して、週5日間、電話やメールによる相談や面談によるカウンセリングが受けられる体制を整えている。学生に対しては「ふれあいルーム」が、気軽に相談できるということを周知しており、平成27(2015)年度には年間延べ604件の相談が寄せられている。相談内容としては、心理関係の相談が約8割、その他の相談（学生生活全般）が約2割となっている。また、「ふれあいルーム」での相談やカウンセリングのほかに、全学生を対象にした「大学生生活アンケート」を実施しており、不安感、孤独感、睡眠状況、食欲など精神面での状態把握に努めている。アンケートの結果についてはカウンセラーが分析し、精神的に不安定な学生に対しては早期にカウンセリング等の対応をするように努めている【資料2-7-2】。

(4) ハラスメント対策

セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、アカデミックハラスメントなどのハラスメントに対しては、「ハラスメントの防止に関する規程」【資料2-7-3】を制定している。学生からの相談や苦情への対応は学生課が窓口となり、関係者のプライバシーや名誉その他の人権に配慮しながら、事実関係の確認や当事者に対する指導・助言等を行い、問題を適切かつ迅速に解決する体制を整えている。

(5) 大学会館

大学会館に食堂や購買部を設け、日常生活面での支援を行っている。食堂は約500席を用意し、学生の利便性に配慮して朝食、昼食、夜食それぞれの時間に対応した営業を行っている。また、営業時間中にはパンやおにぎり類などのテイクアウトもできるほか、パーティーなどにも利用できるようにしている。なお、食堂は学生・教職員の利用だけでなく、一般市民も利用できるように開放している。

(6) ドーMITリ（学生寮）・合宿研修センター

ドーMITリ（学生寮）は、個室200室を有し、新入生の希望者全員が入寮できる体制を整えている【資料2-7-4】。大学のキャンパス内に立地し、管理人が常駐している。部屋は冷暖房機器、ユニットバス（バス、トイレ、洗面所）、ベッド、机、椅子、クローゼットを備えたワンルームである。寮内にはラウンジ、ランドリー室、電気調理器のある給湯室、ジュースや菓子などの自動販売機等の設備を備えており、入寮学生の安心と快適な生活のための支援を行っている。また、学生寮の1階にはクラブ・サークル活動や研修会などで利用できる「合宿研修センター」を併設しており、同センターは、セミナー室2室、和室3室、大浴場（男女各1）等を備え、学生フォーミュラやロボコン等の学生プロジェクトなどの多様な課外活動に利用されている。

(7) 課外活動の支援

課外活動に対する支援としては、体育館にクラブ・サークルのために部室を用意するとともに、活動経費に対する助成を行っている。さらに、クラブ・サークル専用掲示板の設置やクラブ・サークル紹介誌の発行、大学のホームページ上にクラブ・サークルページの開設などの支援も行っている。また、製造・建設の両学科棟に作業スペースを備えた「ものづくり工房」を設置し、教員指導のもとで各種大会等へ参加するための練習や学生が自由にもものづくりを行うことができる環境を整えている。特に学生個人や団体が自分たちで企画・設計・製作品及び大会出場等を運営する様々な「学生プロジェクト」においては、教員及び非常勤講師が、それらプロジェクトへの専門的助言・支援を行いながら、学生の「ものづくり工房」等での作業の安全管理を行っている【資料 2-7-5】。

(8) アルバイト

アルバイトを希望する学生に対しては、学業への影響の少ないものを薦めるという観点で情報を提供するよう努めるとともに、学内の実習等のサポートを行う TA、オープンキャンパス・ものづくり体験学習に協力する学生スタッフなど、自己啓発やコミュニケーション能力の向上にも役立つアルバイトの募集も行っている。

(9) 留学生に対する支援

平成 28(2016)年 4 月に大学院学生を含め 20 人の留学生が入学したことから、留学生のためのガイダンスを開催するとともに、在学生の中からチューターを採用し、留学生の日常生活上の相談を受けるなど、留学生が学生生活を円滑に過ごすことができるよう支援を行っている【資料 2-7-6】。

(10) その他

交通事故の防止や社会規範意識の醸成を図るため、交通安全講習会や大麻薬物の乱用防止に関する講習会などの安全対策及び法令遵守教育を実施し、学生生活の安心・安全の確保にも配慮している。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生の生活全般にかかる相談等に関しては、製造・建設両学科の担任教員や学科長、学生課などが学生の悩みや要望に親身に対応し、学生の問題解決に適した部門と連携して対策を講じるよう努めている。

また、学生のニーズや社会情勢の変化に対応するため、新入生アンケートや卒業生アンケートを継続的に行い、学生の考えや悩み、要望等を把握するよう努めている。アンケート結果から、大学に対する満足度をみると、入学時には「満足」と「少々満足」をあわせて 6~7 割であったものが、卒業時には「満足」と「少々満足」をあわせて約 8 割となっており、特に「満足」の割合が年々上昇してきている【資料 2-7-7】。

さらに、アンケート以外に、学生からの意見・要望等を把握する手段として、「学生生活連絡相談ポスト」を学内 3 ヶ所（製造学科、建設学科、ドームトリ）に設置している。寄せられた意見・要望等については、「学生委員会」で検討した上で、関係する教員や関係部

署に対応を依頼している。記名で意見を寄せてくれた学生に対しては、対応状況などについて必ず説明するよう努めている。

学生寮に入寮している学生の意見・要望等に関しては、学生が運営する寮自治会と定期的に情報交換を行い、そこで出された意見などを寮の運営・管理に反映させて、快適な寮生活のための環境整備を行っている【資料 2-7-8】。

なお、平成 27(2015)年度からは教職員が学生一人ひとりの状況等を一元的に把握できる「学生カルテシステム」を導入し、よりの確な学生サポートの充実に取り組んでいる。

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

奨学金制度は整備されているが、今後も経済的理由により学業を継続できない学生を少しでもなくせるよう、奨学金制度の充実と利用促進の周知に努める。

心の健康管理は、年々重要性を増してきており、精神面のケアが必要な学生、特に社会適応性の低い学生のケアを一層充実する必要がある。

また、多様な学生のニーズや社会環境の変化に的確に対応するために、アンケートや意見交換による学生の意見・要望等の把握に努め、十分な分析を行い、学生の満足度を高める方策を検討する必要がある。

さらに、より多くの学生からの声を把握するための「学生生活連絡相談ポスト」の周知に努めて、学生の利用を促すとともに、教員と職員の連携をさらに深め、きめ細かな支援を行うなど、学生の満足度を高める努力をしていく必要がある。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

教育課程を適切に運営するために 37 人の専任教員（教授、准教授、講師）を技能工芸学部に配置しており、大学設置基準第 13 条に定める必要専任教員数（37 人）を満たしている。製造学科は教授 15 人（79%）、准教授 3 人（16%）、講師 1 人（5%）である。博士の学位取得者は教授 15 人のうち 12 人、准教授 3 人のうち 3 人、講師は 1 人のうち 0 人で製造学科教員 19 人の 79%である。一方、建設学科は教授 11 人（61%）、准教授 5 人（28%）、講師 2 人（11%）であり、博士の学位取得者は教授 11 人のうち 7 人、准教授 5 人のうち 4 人、講師 2 人のうち 2 人で建設学科教員 18 人の 72%である。なお、各学科の各コースを主として担当する教員の配置は、製造学科では、先進加工技術コース（5 人）、機械デザ

インコース（6人）、電気電子・ロボットコース（5人）、情報・マネジメントコース（2人）、その他（1人）、建設学科では、木造建築コース（5人）、都市・建築コース（6人）、仕上・インテリアコース（3人）、建築デザインコース（3人）、その他（1人）である。

技能工芸学部の専任・兼任比率については、37人の専任教員と293人の非常勤講師を配置している【資料2-8-1】【資料2-8-2】。学科ごとの非常勤講師の割合は製造学科74.3%、建設学科93.0%である。これは、特に実技系科目などにおいて少人数教育体制を充実するとともに、ものづくりの現場で実際に活躍している指導者を常時確保するための積極的措置でもある。実技系科目においては、専任教員又は客員教授1人と非常勤講師又はTA1～4人で1クラスの学生を指導している。つまり、安全の確保と、確実な技能・技術の修得を図っているため兼任者の比率が高くなっている。なお、全ての授業科目に主担当教員として専任教員を配置し、授業運営の責任者としている。

大学院ものづくり学研究科の教員は、学部の教員がこれを兼ねることとしており、研究指導教員数は25人、研究指導補助教員数は11人、合計36人で全員が兼担である。なお、大学院の非常勤講師数は12人となっている。授業にあたっては、製造系と建設系の内容を総合した科目においては、両学科の教員の協力のもとに教授し、またそれぞれの専門性を活かした科目においては、当該分野の教員が中心となって教授するものとしている。

教員の年齢構成は、61～65歳が18.9%で一番多く、51～65歳までの合計では全体の67.6%を占めており、全体として年齢分布は高年齢に偏っている。これは、実技や実務を重視したカリキュラムを遂行するため平成13(2001)年の開学以来、企業等からの招聘により実務経験豊富な教員を採用することに力を入れてきた結果であり、豊富な経験があること、学内における非常勤講師との連携や対応が容易にできること、学外におけるインターンシップや就職先との信頼確保ができるなど多くのメリットがあげられる【資料2-8-3】。

教員の1週当たりの担当授業時間数(コマ数)は各職位や学期により差異はあるものの、平均して週に8～14時間程度である【資料2-8-4】。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

教員の採用は、中長期経営計画による学科ごとの教員定員を基本として実施している。定年退職等による補充の場合、学科において「ものづくり大学教育職員選考規程」【資料2-8-5】および「ものづくり大学教育職員選考基準」【資料2-8-6】に基づき、採用しようとする教員の専攻分野、職種、理由、発令希望日等を検討のうえ、学科長が学長に申し出て、代議員会の議を経て、募集を行う。募集方法には公募とする場合と企業等に推薦を依頼して行う場合とがあるが、いずれの場合においても教授会で設置された教員選考委員会による審査により採否を判定した後、代議員会の議を経て学長が決定した上で、理事長に発令を依頼している。

本学ではすべての教員が5年間（助教は3年間）の任期制であり、任期更新を希望する教員について教員再任審査委員会【資料2-8-7】において審査し、代議員会の議を経て学長が決定している。

教員の昇任については、学科長から学長に上申し、教育職員勤務成績評価票と教育研究業績書により代議員会で昇任の是非を審査し、学長が決定した上で理事長に発令を依頼し

ている。

なお、教員評価は、「ものづくり大学職員勤務成績評価規程」【資料 2-8-8】により、平成 24(2012)年度から実施している。

教員の研修、FD 等の教員の資質向上の取組みとしては、ファカルティ・ディベロップメント推進委員会【資料 2-8-9】で方針を決定している。外部の研修については、他大学主催、民間主催、高等教育関連団体主催等に参加するとともに、参加した教員の報告により情報の共有化を行っている。平成 27(2015)年度は、山形大学でおこなわれた FD 合宿セミナーに 4 人の教員を派遣した。引き続き今年度も派遣予定である。学内における FD 研修では、例えば、外国語での教授法に関して経験のある教員に「英語による講義の経験から」についての講演を依頼し、将来予想される海外での授業実施や増加する留学生への対応等への配慮を行った。さらに、外部講師に、キャリア教育に関する講演を依頼し、キャリア教育への取組みに活用している。その他、埼玉県から派遣され研修を行った高校の教員に、ものづくり大学の学生やその教育状況について意見や感想を聞き今後の指導の参考とした【資料 2-8-10】。

また、よりよい授業を目指す取組みとして、教員による授業の相互見学を実施し、当該授業の優れた点、活用したい点などをコメントとして記載し全学的に共有することで、学生の授業への動機付けを向上させ、分かりやすい授業にすべく活用している【資料 2-8-11】。

その他、ものづくり大学版ティーチングティップス制作ワーキンググループを発足させ、教育活動ノウハウの共有化をはかる試みを開始するなどの活動をおこなっている【資料 2-8-12】。

新任教員の導入教育は、学長及び学部長が大学の基本理念等の周知を図り、学科長が授業の具体的な実施方法を指導し、また、事務局が課ごとに担当業務の説明等をしている。

また、各教員が所属する学協会における委員会などでの研究活動、学外企業、研究機関との共同研究、文部科学省科学研究費補助金による研究などによって教員の資質向上を図っている。大学からの個人研究費は 50 万円一律に配分され、研究用の機器の購入や教員の所属学会の大会、研究発表会、各種研修会、シンポジウムなどへの参加費などに当てられている。また毎年度 2 人の教員に対し、海外研究活動の補助として研修費(1 人 25 万円)を支援している【資料 2-8-13】。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

設置認可を受け開学した平成 13(2001)年以来、学則第 22 条第 2 項「教育課程編成にあたっては、学部の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。」【資料 2-8-14】に基づき、製造学科、建設学科それぞれに専門分野も見据えた上で、幅広い視野を持った人材を育てるために有用な教養系科目の科目を開設してきた。

しかしながら、教養教育の一層の充実のためには、組織的な取組みを進める必要があることから、教務委員会の下に、教養教育専門部会【資料 2-8-15】を設け、教養教育全般のあり方や各学科における教養教育科目の位置づけについて検討し、平成 28(2016)年 5 月の教授会において学部全体としての教養教育の方針を定めたところであり、平成 29(2017)年度の入学生からは従来以上にその位置づけを鮮明にするものとしている【資料 2-8-16】。

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

教員の採用にあたっては、中長期経営計画に従い、各学科の将来のあり方を見通して行う。

教員の研修、FD 等の教員の資質向上の取組みとしては、ファカルティ・ディベロップメント推進委員会の方針を決定し実行しているが、具体的方策の検討を更に進める。

教養教育については、教務委員会の下に組織化されている教養教育専門部会を中心に今後教養教育全般のあり方や授業改善策などを引き続き検討する。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

(1) 教育環境の整備

本学のキャンパスは、埼玉県行田市内の 1 箇所のみであり、校地、校舎、施設、実習施設、図書館等の教育上必要となる施設を集約して設置している。校地面積は 115,976 m²、校舎面積は 26,541 m²であり、大学設置基準面積（校地 12,000 m²、校舎 15,867 m²）を十分に満たしている【資料 2-9-1】。

本学は、実験、実習が多いカリキュラムが特徴である。これを実施するため、教育研究施設（製造棟、建設棟、中央棟）においては、主として 1 階を実験・実習場とし、2 階以上に講義室、研究室を配置することで統一している。

キャンパスは、上記施設の他に、大学本部・図書情報センター、大学会館、ドーミトリ（学生寮）・合宿研修センター、体育館、グラウンド等で構成されている【資料 2-9-2】。

1) 大学本部・図書情報センター

大学本部・図書情報センターは大学本部と、図書情報センターとで構成される。大学本部には、事務局機能として事務部及び学務部が置かれ、図書情報センターは、図書館及び情報システム・ネットワークの中核から構成される。

図書館は、座席数 191 席（通路席、パソコン席、ソファー等を含む）、面積 918 m²の規模を有し、蔵書数 45,124 冊（うち視聴覚資料 1,938 点）、定期刊行物 133 タイトル（うち外国書 12 タイトル）、電子ジャーナルは 11 件である【資料 2-9-3】。蔵書等の中には製造・建設の各専門分野を主とした図書や教養的な図書等の視聴覚資料、定期刊行物等を備えている。これらは図書館内に設置された自習可能な閲覧スペース、雑誌閲覧スペース、グループ利用室等で閲覧できる。また情報検索用パソコンが設置された PC・インターネットコーナー、CD-ROM 教材による語学練習、動画編集用パソコンのあるグループ利用室が

整備されており、また、開館日数は、年間 206 日（平成 27(2015)年度）、開館時間は平日 9 時 30 分～18 時 00 分、各学期末試験週間は 9 時 30 分～18 時 30 分（平成 27(2015)年度）としている。業務は、2 人の職員でシフト制の勤務体制をとり、利用者への対応を行っている。

情報システム・ネットワークの機能としては、教育研究システム、事務支援システム、図書システム等学内 LAN の整備、維持管理及び運用やノートパソコン利用環境の管理、提供を行っている。また、教員や職員がファイル共有、スケジュール管理及び設備予約等を行うグループウェア機能であるサイボウズや、製造棟、建設棟内における CAD・CAM・画像処理などの専門情報関連の実習環境を管理、運用している。さらに自習環境として授業時間外に情報端末環境を開放するなど、職員と教員が連携して学生数に対して十分な学術情報資料を確保し、教育研究やグループ活動を行える環境を提供している【資料 2-9-4】。

2) 製造棟

製造棟は、製造学科の教育・研究施設であり、製造学科の教育目標を達成するために必要な教育・研究環境を整えている。1 階には、切削・研削・シートメタル加工・鋳造・溶接等を行う 5 つのショップと分析・評価・コントロールセンシング・ロボット等の実験・実習を行う 4 つのセンターが設置され、ショップとセンター別に実習機械等を整備している。また、学生が講義時間外に自学実習を行うことができる、「ものづくり工房」を設置している。2、3 階には、講義室、製図室、研究室、コンピュータ制御室、コンピュータ演習室等を配置している【資料 2-9-5】【資料 2-9-6】【資料 2-9-7】【資料 2-9-8】。

なお、平成 25(2013)年度には、製造棟の実習場に排気設備の増設を行うなど、実習の安全を充実するために施設・設備の安全面や環境面の改善を図っている。

3) 建設棟

建設棟は、建設学科の教育・研究施設であり、建設学科の教育目標を達成するために必要な教育・研究環境を整えている。1 階には、ティンバー実習場、ストラクチャー実習場、フィニッシュ実習場が設置され、実習場別に実習機械等を整備している。このほかに、仮設足場や木造建築物及び鉄筋コンクリート構造物などの屋内の実習場では収容できない大きさの製作物を取り扱う実習を実施するために屋外実習場を整備している。また、学生が講義時間外に自学実習を行うことができる、「ものづくり工房」を設置している。2、3 階には、講義室、製図室、コンピュータ演習室、研究室等を配置している【資料 2-9-5】【資料 2-9-6】【資料 2-9-7】【資料 2-9-8】。

4) ものづくり工房

学生が講義時間外に自学実習を行うことができる場として「ものづくり工房」を設置している。製造棟には 1 箇所設置し、建設棟には工房 1 から工房 3 まで 3 箇所設置し、各々隣接するティンバー、フィニッシュ、ストラクチャーの各実習場とあわせて、学生の活発な課外活動の場となっている。なお、学生が安全に作業を行えるよう指導する目的から、利用は許可制となっており、専門的機械などを使う作業を行う際には指導教員による承諾を事前に得た上で原則として教員立ち会いの下での作業が義務づけられている。平日は原

則として、9時00分～20時00分の時間帯、また土曜日、日曜日及び祝日も指導教員の許可を得ての作業が可能となっている。

5) 中央棟

中央棟は、製造学科、建設学科の双方で使用する施設であり、実習場、講義室、研究室、非常勤講師室、大学院生室、ものづくり研究情報センターを設置している。1階の大講義室は、講義のみならず、学外の一般市民を対象とする講演会等の様々な用途にも利用されている。

6) 大学会館

大学会館は、学生の健康と生活のゆとりをサポートするための施設であり、1階には学生食堂（席数約500、営業時間8時30分～19時00分（平日）、11時00分～14時00分（土曜日））、2階には購買部（営業時間10時30分～17時00分（平日のみ））、ミーティングスペースが設置されている。

7) ドーミトリ（学生寮）・合宿研修センター

ドーミトリ（学生寮）・合宿研修センターは、学生が生活する200室の個室、合宿研修向けの宿泊室（和室3室）、セミナー室等が設置されている。1年次の希望者が入寮するほか、個室の空き状況により、寮の自治を担うための上級生や留学生への宿舍提供を行っている【資料2-9-9】。

学生生活の充実と生活環境の安定を図るために常に施設・設備の保守・改善を行っており、平成24(2012)年度～平成26(2014)年度にかけて、200室全ての個室の空調機を更新した。

8) 体育館、グラウンド施設

体育館は、1階にアリーナ、2階に部室12室を備え、スポーツ関係の授業、課外活動等に使用されている。アリーナは、平日は9時00分～20時00分の時間帯に開放されており、土日・祝祭日も事前申請することにより利用可能となっている。また、体育館には軽音部やバスケットボール部などの部室が設けられており、学生の活発なサークル活動を支援する環境を整備している。この他に、体育施設としては、屋外スポーツ施設として、グラウンド、テニスコートも設置している。グラウンドは、製造学科の「フレッシュマンゼミⅡ」、建設学科の「コミュニケーション学Ⅲ」などの授業や野球部などのサークル活動としての運動競技のほか、碧蓮祭(学園祭)などの学内行事に活用されている【資料2-9-10】。

これらの施設は、学外の利用希望者にも開放している。なお、外部貸出等の窓口としては事務部総務課がその業務にあたっている。

(2) 運営・管理

上記1)～8)の校地・校舎及び各施設・設備の安全性・利便性等の維持・向上を図るため、教員と事務職員で構成される施設委員会を設置し、教育環境の整備を図っている。なお、学内施設管理の全般は、事務部総務課が担っている。

なお、情報設備については、教員と事務職員で構成される図書情報センター運営委員会及び情報ネットワーク専門部会を設置し、情報環境の整備を図っており、維持管理の全般は、学務部教務・情報課が担っている。

校舎は、平成 13(2001)年～平成 15(2003)年にかけて竣工したものであり、耐震性については当初より十分な設計強度が確保されている。バリアフリー施設の導入については、順次実施しており、これまでに、スロープの設置、出入口の自動ドアへの変更、出入口の段差解消等を進め、建設棟及び大学会館以外の建物について、バリアフリー化を実現している。日常的な施設管理にあたっては、セキュリティシステムによる機械警備や守衛による管理のほか、夜間の巡回警備も実施しており、また緊急時の教職員連絡体制を整えている。不測の事態においても迅速な初動対応を行うために「危機管理マニュアル」【資料 2-9-11】を作成し、教職員だけでなく学生にも配付している。

安全確保のため、労働安全衛生法に基づき「学校法人ものづくり大学安全衛生管理規程」【資料 2-9-12】を制定し、衛生管理者を置き、教職員に対する安全衛生業務を推進するとともに、学生に対しては「ものづくり大学保健安全規程」【資料 2-9-13】に基づき保健安全委員会を中心とする安全確保の体制を整えている。

防火対策としては、「学校法人ものづくり大学防火管理規程」【資料 2-9-14】に基づき、防火対策委員会を開催し、年 1 回消防計画書の作成を行い、消防署に提出している。常時火災予防について徹底を期するため、防火管理者及び各責任者を選任し、管理を行っており、年 2 回の消防法法定点検や自家用電気工作物の法定点検等を行い、火災予防に努めるとともに、月 1 回の電気月次点検や消防月次点検を自主的に実施している。

災害時の対応として、教職員・学生を対象に年 1 回、安否確認システムの使い方を含む避難訓練を行っているほか、これとは別に、寮生を対象に年 1 回入寮時に避難訓練を行っている。

施設・設備に対する学生の意見は、「授業アンケート」の実施、任意記名式の「学生生活連絡相談ポスト」を学内に設けるなどの聴取の仕組みを整え、改善に活かしている。学生からの意見を取り入れた事例として、ネットワーク環境を学内のどの場所でも快適に利用可能とするため無線 LAN の増設を平成 24(2012)年度に行った。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

学生を指導するクラス（授業中でのグループ分けを含む）については、それぞれの内容・目的や指導の方法、安全性等を踏まえ、以下のような方法で管理している。

(1) 学生数とホームルームの位置付け

平成 28(2016)年 5 月 1 日現在で、学部の在籍学生数は 1,100 人で製造学科 1 年次 120 人、2 年次 119 人、3 年次 122 人、4 年次 122 人（留年者含む）、建設学科 1 年次 155 人、2 年次 172 人、3 年次 154 人、4 年次 136 人（留年者含む）である【資料 2-9-15】。

本学では担任制によるホームルームを設けており、平成 27(2015)年度、平成 28 年度共に、製造学科では 1～2 年次は大きく 2 クラス（1 クラス 60～70 人程度）、更に 4 分割して 8 小クラス（15～18 人程度）に分けた。3 年次には 4 つのコースに希望者を分けて希望者の多いクラスは 2 クラスに分けて（20～30 人）とした。4 年次は専任教員ごとに「卒業研究および制作」のための研究室配属（5～8 人）として研究指導教員が指導を行って

る。

建設学科では同様に、1～3年次は大きく3クラス（1クラス50～60人程度）、更に2分割して6小クラス（25～30人程度）に分けた。4年次は製造学科と同様に、専任教員ごとに「卒業研究および制作」のための研究室配属（5～8人）として研究指導教員が指導を行っている。

（2）授業科目による履修学生想定規模の考え方

各授業科目は、授業形態、教育用施設の容量、設備数及び授業内容を勘案して、効果的な教育を行える最大受講者数を想定している。なお、特に専門性の高い授業科目については、教育の質を確保するという観点から受講定員を設け、受講者の選考基準を予め学生に周知した上で受講者数を制限している。

1、2年次においては、講義系の授業科目は、学年全体で受講する科目と、原則としてクラスごとに受講する科目を設け、クラスごとの科目では同一授業を全クラス数分の複数回開講している。実技系の授業科目は、製造学科では各クラスを更に20人以下の小クラスに分け、小クラスごとの複数回開講とし、建設学科では1クラスを受講単位とするものの、受講者を15～18人程度のチームに分け、それぞれのチームを非常勤講師が担当する体制をとっており、安全面の管理や教育施設・設備の使用学生数など、適正な規模を確保している。

3、4年次においては、両学科とも履修コースごとに設置している授業科目は、講義系、実技系ともコースを選択した学生を優先したある程度の定員を設けて運営し、コース共通で設置している講義系科目は学年全体が一斉に受講するようになっている。なお、実技系科目は、製造学科では20人を定員とし、建設学科では15～18人のチームごとに非常勤講師が担当することとしている。

（3）平成27(2015)年度の履修学生想定規模と受講学生数（履修登録者数）の関係

平成27(2015)年度においては、製造学科では講義・演習系科目のうち25人以下の少人数クラスが4割程度を占めており、これは英語科目を少人数授業として1、2年次に配置しているためである。更に4割が25人を超え80人以下のクラスであり、80人を越える大規模授業は2割弱である。実技系授業では半数弱が20人以下の少人数クラスであり、残りは20人を超え75人以下の規模で、学年定員の半数の75人を超えるクラスは想定されていない【資料2-9-16】。

同様に建設学科では、講義・演習系科目のうち25人以下の少人数クラスはなく、65%が25人を超え80人以下のクラスであり、80人を越える大規模授業は35%程度である。実技系授業では8割強が20人以下の少人数クラスであり、残りは20人を超え75人以下の規模で、学年定員の半数の75人を超えるクラスは想定されていない【資料2-9-17】

更に、各科目の想定規模と実際の受講者数の関係を見ると、講義系の科目では両学科ともに7～8割強の科目で履修登録者数が50%～100%となっており、授業規模の適切さが確保されている。また、実技系科目では、両学科ともに9割以上の科目で履修登録者数が50%～100%となっており、実験・実習における安全確保と綿密な指導という観点で当初想定した授業規模の適切性が確保されている。

なお、授業を行う学生数は、想定数と実際の履修登録者数のバランス及び教育効果について、各学科で学年、コース、専門分野ごとに定期的に意見交換を行い、受講者数の変動等に対応した時間割編成に反映させることで維持している。

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

施設設備については、常により良い状態に維持管理することが必要であり、学生からの意見や、教員相互での授業見学等を通じた指摘事項に対応するよう努める。

また、日常的に施設巡視を実施し、使用状況、老朽化状況を把握することに努め、老朽化の進む建物から優先的に保全工事および改修工事を検討・実施する。また、建設棟について、優先的なバリアフリー化を進める。情報サービス環境については、学内ネットワークシステム、教育研究システム及び事務支援システムをはじめとする各情報システムの更新を検討・実施する。

安全衛生委員会、防火対策委員会及び保健安全委員会を定期的に開催し、労働災害事故、火災、ヒヤリ・ハット事例等の情報共有を促進することで、教職員、学生の安全意識の一層の向上を図る。

時間割の作成に当たり、学生の履修状況のシミュレーションを綿密に行い、適切な受講者数となるよう調整する。さらに、図書館については開館時間（現行 9 時 30 分）を早める工夫を検討する。

【基準 2 の自己評価】

平成 26(2014)年に 3 つのポリシーの整合性を図り、それに基づき学修と教授に関する全学的な体制と仕組みを検証し、必要に応じて見直した結果、これらは適切に整備されたと考えている。

学生の受入れについては、アドミッション・ポリシーに示す要件を満たす学生を、同ポリシーに基づき公正かつ妥当な方法で実施している。平成 26(2014)年度入試から 2 年連続で入学定員を超える入学者を確保したものの、平成 28(2016)年度において再び未充足となったが、これは、主として製造学科の入学定員が充足できていないことが原因であり、製造学科の改善を意識しながら、地方入試の拡充、外国人留学生・女子学生の募集強化など、受験生の多様化と時代の変化に対応した学生募集を展開するとともに、引き続き、社会や産業界の要求に柔軟に対応したカリキュラムの見直しや改訂を推進している。

教育課程および教授方法については、カリキュラム・ポリシーに基づき、実技系科目と講義系科目からなり、クォータ制、コース制、CAP 制、長期インターンシップ等を取り入れた体系的な教育課程を編成するとともに、少人数制で基礎学力、初年時教育等に力を入れた教授を行っている。これにより効果的な教育が行われていると考えているが、FD 研修等により教授法の一層の改善を行っているところである。

学修及び授業の支援は、教員と職員が連携して、効率的で充実した支援体制を構築している。特に実技系授業において、非常勤講師および TA を適切に配置することで少人数制の授業を実施し、習熟度をあげている。さらに、授業アンケートの活用に加え、平成 24(2012)年度の学修対策本部の設置、平成 26(2014)年度の出席管理システム・学生カルテの導入により、教職員が連携して学生の学修状況をきめ細かに把握し、授業支援および

退学率の低減に努めている。

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準については、「ものづくり大学学則」、「履修規程」等に明確化され、厳正に適用・実施している。特に、成績評価基準については、平成 25(2013)年度より GPA 制度を導入し、学業成績に問題のある学生の早期発見と奨学生の選考等に活用している。

キャリア支援については、1 年次よりガイダンスを実施し、進路意識の向上に努めている。開学以来、民間就職率は 9 割以上を堅持しているが、今後とも、ものづくりのグローバル化、少子高齢化等の社会情勢の変化にともなう産・官・地域が大学に求めるキャリア教育のあり方の把握を怠らず、不断の改善を進めている。

教育目的の達成状況の評価とフィードバックについては、授業アンケート、就職状況の調査、卒業生アンケート、企業アンケート等の各種調査により、学生、企業の意見を汲み上げ、適切な分析・評価・フィードバックへつなげている。

学生サービスについては、各種奨学金の整備、保健センター及び学生相談室の設置による体と心の健康の維持、学生会館や学生寮の整備による生活支援等を通じ、安心して学業に専念できる環境維持に努めている。また、アルバイト紹介や留学生支援など、学生個人々々に対応した支援体制も整えている。学生の要望を踏まえ、学生カルテの活用とも絡め、支援体制の充実に力を注いでいる。

教員の配置や職能開発等については、教育目的および教育課程に即した教員の確保・配置を行っている。また FD 研修に加え、教員の昇任・評価については「教育職員勤務成績評価票・教育研究業績書」制度の導入により、教員の資質・能力の向上に努めている。さらに教養教育については、教務委員会の下、教養教育専門部会を設置し、教養教育全般のあり方や授業の位置付けを明確にした。

教育環境の整備については、大学設置基準を上回る十分な校地、校舎を整備している。なお、開学より 15 年が経過したことから、施設・設備の安全性の面で、保全の必要性が見られる施設・設備を優先して修繕を行うとともに、建物のバリアフリー化を順次進めている。また、学内ネットワークシステム、教育研究システム及び事務支援システムをはじめとする各情報システムが整備されている。授業当たりの学生数は、実技系科目では原則 20 人以下となるよう配慮している。想定受講者数に対し、講義系科目で 7~8 割、実技系科目で 9 割以上の科目が 50%~100%の履修登録者数となっており、授業規模の適切性は確保されている。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

「学校法人ものづくり大学寄附行為」第3条【資料 3-1-1】において、法人の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に基づき、高度な技能と技術の融合した実践的な技能工芸に関する教育及び研究を行い、もって高い社会性を身につけた創造性豊かな技能技術者を育成し、あわせて在職者等の職業能力開発及び向上に寄与することを目的とする。」と明確に定め、教育基本法及び学校教育法を遵守し、同法の趣旨に則り誠実に学校教育にあたることを表明している。

また、「学校法人ものづくり大学職員倫理規程」【資料 3-1-2】、「学校法人ものづくり大学情報公開規程」【資料 3-1-3】、「学校法人ものづくり大学公益通報等に関する規程」【資料 3-1-4】、「学校法人ものづくり大学利益相反規程」【資料 3-1-5】を定めることにより、経営の規律と誠実性を維持するものとしている。

「学校法人ものづくり大学中長期経営計画」【資料 3-1-6】においては、建学の理念とそれに基づく使命・目的を実現するための経営の基本方針を定め、基本方針を踏まえた重点方針を定めるとともに、教育の質の向上、産学官共同研究事業等の関連事業についても、それぞれの目標を定め、その達成に努めている。さらに、将来計画委員会において、中長期経営計画に基づく年度ごとの行動計画を作成するとともに年度末には点検評価を行っている。

また、大学の教育研究の推進及び産業の発展に寄与することを目的とし、本学建学の理念に賛同し、その教育研究に参画、支援を行う企業・団体から構成する「ものづくり大学教育研究推進連絡協議会」（現在 184 社が加入）【資料 3-1-7】を置き、総会を年 1 回開催している。平成 27（2015）年度の総会では、「ものづくり大学に求める人材教育、企業の人材育成にものづくり大学はどう貢献できるか」をテーマに会員企業・団体を対象にアンケート【資料 3-1-8】を実施し、その回答を踏まえ、会員から募ったパネリストによるシンポジウム形式の討論会を開催し、改善策を実施する際の参考とした。

さらに、大学と県内産業界等、地域社会及び行政との情報の収集・提供、連携策の検討、その他の連携事業への支援などを図るため、埼玉県により「ものづくり大学埼玉県地域連

絡協議会」【資料 3-1-9】が設置され、幹事会を年 2 回、総会を年 1 回開催している。協議会会員組織に対して、大学との連携事業の実施状況や実施計画を報告し、意見を聴取して地域連携事業へ反映している。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

「学校法人ものづくり大学寄附行為」、「ものづくり大学学則」【資料 3-1-10】及び「学校法人ものづくり大学就業規則」【資料 3-1-11】等の諸規程は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、私立学校振興助成法、私立学校教職員共済法、学校法人会計基準さらに労働基準法、労働安全衛生法、日本私立学校振興・共済事業団法等の関係法令に則って制定され、教職員はこれらの法令や規程を遵守している。文部科学省からの通達や事務連絡は関係者が共有するとともに、関係団体からの情報を積極的に収集し、事務部総務課を中心に組織的な対応をしている。

法令等の不明点については、文部科学省に照会するほか、必要に応じて、顧問弁護士に確認し、適切な対応ができる体制を整えている。文書の取扱いについては、主管の事務部総務課の管理の下、「学校法人ものづくり大学文書取扱規程」【資料 3-1-12】に基づき、適正な処理をしており、法令で定める申請や届出に関しては、「学校法人ものづくり大学事務決裁規程」【資料 3-1-13】に基づき、決裁権者の承認及び関係部署の合議を経て決裁する手続きを遵守している。

また、研究活動に対する不正防止を図るため、「学校法人ものづくり大学における研究者等の行動規範」【資料 3-1-14】、「学校法人ものづくり大学における研究活動上の不正行為防止に関する基本方針及び防止計画」【資料 3-1-15】、「学校法人ものづくり大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」【資料 3-1-16】、「ものづくり大学における科学研究費助成事業に関する事務取扱規程」【資料 3-1-17】を制定し、研究活動が適正に行われるよう組織として取り組んでいる。

個人情報保護については、「学校法人ものづくり大学個人情報の保護に関する規程」【資料 3-1-18】を制定し、個人情報の取扱いに関して必要事項を定め、本学における個人情報の適切な保護に努めている。

利益相反防止については、「ものづくり大学利益相反防止規程」【資料 3-1-19】を制定し、産学官連携活動における利益相反を適切に管理し、利益相反による本学の不利益や法令違反の発生防止を図っている。

公益通報者保護法に基づき、「学校法人ものづくり大学公益通報等に関する規程」【資料 3-1-20】を制定し、法令、学校法人の寄附行為及び学内諸規程に違反又は違反の恐れのある行為の早期発見及び是正を図るため、外部機関にコンプライアンス窓口を設置し、通報内容の調査等の必要な体制を整備するとともに、通報等を行った職員に対する不利益取扱いの禁止を定めている。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 環境保全への配慮

実務・実技教育においては、教材として材料・製品が必要となるが、関連する法令を遵

守した材料・製品を使用するとともに、発生する廃棄物については適正な廃棄物処理業者に処理を委託することで、環境への配慮をしている。

二酸化炭素排出量・電気使用量の削減による地球温暖化防止活動の一環として、夏期は5月1日～10月31日の期間、クールビズを推奨し、ノーネクタイ・ノー上着で勤務し、エアコン設定温度は28℃を目標とした。冬期については、12月1日～3月31日の期間、ウォームビズを実施し、エアコン設定温度は20℃を目標とし、インナーウェア等の重ね着を推奨した。また、東日本大震災後の平成23(2011)年度から省エネ対策のひとつとして、学生・教職員が図書館の周囲を緑で覆うグリーンカーテンづくりに取り組んでいる。さらに、健康増進法に基づき、建物内を禁煙にし、喫煙は所定の場所に限定した。

学内の廊下、大学本部などで照明が無くても影響がない場所では、電球の間引きを行い、電気使用量の削減を行っている。また、平成25(2013)年度から、学内の外灯について、消費電力が低いLEDへの変更を進めている。

(2) 人権への配慮

ハラスメントは、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメントなど、教職員や学生にとって最も懸念される人権問題であるため、「ハラスメントの防止に関する規程」【資料 3-1-21】に基づき、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置を定めている。

学生に対しては、「ものづくり大学学生便覧（学生生活ガイド）」【資料 3-1-22】にハラスメントに関する事項を掲載し、ハラスメントの防止、ハラスメントに関する知識を啓蒙するとともに、学務部学生課が相談窓口であることを周知している。教職員に対しては、上記規程の内容と、事務部総務課が、ハラスメントに関する相談及び苦情処理の窓口であることを周知している。

教職員による公益通報に関しては、規程に基づいて公益通報等を行った教職員等個人を特定する情報の守秘義務及び通報者に対する不利益取扱いを禁止している。

「学校法人ものづくり大学個人情報保護に関する規程」において、個人情報を取得するにあたっては、その利用目的をできる限り特定し、利用目的の達成に必要な範囲で取り扱わなければならないことなど、個人データの管理、開示の基準について定めている。なお、学生からは、平成18(2006)年度より、在学生の氏名、学籍番号等を授業や奨学金の連絡、健康診断等に使用するため、第三者への提供について同意を得ている。

(3) 安全への配慮

学内外における安全衛生確保のため、労働安全衛生法に基づき統括安全衛生管理者（専務理事）、安全管理者（事務部長、製造学科長、建設学科長）及び衛生管理者（総務課長）を置き、教職員に対する安全衛生業務を推進するとともに、「学校法人ものづくり大学安全衛生管理規程」【資料 3-1-23】に基づき、安全衛生委員会を中心とする安全衛生確保の体制を整え、関連法令の遵守のための施策推進を図っている。なお、各講義室・実習室に安全衛生施設管理者を選任し、安全衛生管理を行っている。

また、学生の安全・衛生に関しては、学校保健安全法及び「ものづくり大学保健安全規程」【資料 3-1-24】に基づき、保健安全委員会を中心として、年 3 回（春と秋は全学年、2 月は、3 年次を対象）の学生健康診断の実施や大麻・薬物及び交通安全に関する講習会、防犯講習会、学生寮女子学生への警報ブザー配布、学生寮個室の安全点検などを行っている。衛生面では、新型インフルエンザの流行以降は、各棟出入口への消毒設備の設置などを行っている。また、保健センターやふれあいルームを設置し、学校医による健康相談や、カウンセラーによる心身の健康管理に対応している。

本学は、実技教育を重視し本格的な実習を実施しているが、専任教員のほかに多数の非常勤講師を配置し、少人数教育により学生の安全を確保する体制を整えている。具体的には、実習では KY（危険予知）活動を取り入れ、安全教育を励行し、学生全員に安全手帳を配布し、実験・実習時に必ず携行するよう指導し、また、実習で使用する工作機械や道具についての作業上の注意点を周知するとともに、安全衛生面での組織倫理の遵守を義務付けている。インターンシップを履修する学生については、インターンシップ履修直前に「安全セミナー」を行っている。特に建設学科では「安全工学 I」「救命法・衛生 I」を履修するよう推奨している。

学内での怪我等に加え、課外活動、インターンシップ、アルバイト等での怪我等にも対処するため、公益財団法人日本国際教育支援協会を契約者とし、学生を被保険者とする学生教育研究災害傷害保険への全員加入を学生に義務付け、加えて付帯学生生活総合保険への加入を推奨している。

防火対策としては、「学校法人ものづくり大学防火管理規程」【資料 3-1-25】に基づき、防火対策委員会を開催し、年 1 回消防計画書の作成を行い、消防署に提出している。火災予防について徹底を期するため、防火管理者（事務部長）及び防火担当責任者（製造学科長、建設学科長、総務課長）を選任するとともに、年 2 回の消防法に基づく法定点検や自家用電気工作物の法定点検等を行い、更に、月 1 回の電気月次点検や消防月次点検を自主的に実施している。

災害時の対応として、教職員・学生を対象に年 1 回、安否確認システムの使い方を含む避難訓練を行っているほか、寮生を対象に年 1 回入寮時に避難訓練を行っている。

（4）危機管理

危機管理全般について審議する委員会として、「危機管理委員会規程」【資料 3-1-26】に基づき、危機管理委員会を平成 20(2008)年 11 月に設置し、「危機管理マニュアル」【資料 3-1-27】を制定し、災害発生後に協議した対応方針を迅速に教職員へ伝えるため、緊急連絡網を整備し、教職員に周知している。

「危機管理マニュアル」に基づき、大地震などの大規模災害発生時には、学長を本部長とする災害対策本部を立ち上げ、非常時の対応を進める体制を整えることとしている。災害対策本部には、指揮・統括を担う事務局の下に、学生対応班、教職員対応班、広報対応班、施設対応班、地域対応班、教務対応班、情報システム対応班を置き、それぞれの班長、班員を予め指定して非常時において混乱することがないように役割分担と初動対応について定めている。

東日本大震災を踏まえ、大地震などの自然災害発生時に速やかに教職員、学生の安否を把握するための安否確認システムを平成 25(2013)年度に導入した。これにより、全教職員、学生に安否確認要領を記した「震災時行動基準カード」【資料 3-1-28】を配布し、災害時に安否を確認するためのメールアドレスの登録管理を行っている。また、被災者の救援・救護活動、帰宅困難者や寮生への対応、業務復旧活動を速やかに行うために、平成 25(2013)年度から 4 カ年計画で教職員、学生約 1,000 人分に対応する 3 日分の備蓄品の整備を進めている。更に、災害等により交通機関が運行停止又は運行停止が予測される場合の授業実施・休講について、協議・連絡・通知体制を整備し運用している【資料 3-1-29】。

危険物の取扱いについては、消防法、毒物及び劇物取締法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法等に基づき、「ものづくり大学危険物等取扱規則」【資料 3-1-30】において、本学における消防法適用危険物、毒物及び劇物、ガス類及び電離放射線などの管理について、責任体制を明確にするとともに、法令に基づいて随時、在庫管理の徹底及び使用状況の把握を行い、危険を未然に防止している。

平成 20(2008)年度に、本部棟 1 階及び 2 階、製造棟学科事務室、建設棟学科事務室、ドームトリ管理人室に、それぞれ 1 台ずつ AED（自動体外式除細動器）を設置し、平成 20(2008)年度と平成 26(2014)年度に、AED 操作方法説明会を実施した。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

学校法人の公共性及び社会的責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営と教育研究の質的向上に資するため、「学校法人ものづくり大学情報公開規程」に基づき、大学の設立趣旨・基本理念、教育研究に関する情報、財務情報、自己・点検評価及び認証評価機関による評価、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、教員、学生生活や就職支援、同窓会、その他の情報を、インターネット及び刊行物により広く公表している。大学ホームページでは、トップページに情報公開のバナーを置き、上記の情報を公表している。また、大学ポータルセンターが運営する「大学ポータル WEB サイト」においても、上記の情報を公開している。

なお、学校教育法施行規則第 172 条の 2（「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 22 年文部科学省令第 15 号））により、公表するものとされた教育研究活動等の状況（①大学の教育研究上の目的に関すること ②教育研究上の基本組織に関すること ③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること ④入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること ⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること ⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること ⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること ⑧授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること ⑨大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること）についても、すべて本学が公開する情報に含まれている。

特に、経営及び財務に関する情報は、私立学校法第 47 条に則り、事業報告書及び決算関係書類（資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動資金収支計算書、貸借対

照表、財産目録、監事による監査報告書)を事務部総務課に備え置き、これを閲覧に供するとともに、大学ホームページに掲載し、広く公開している。

また、これ以外の情報についても開示請求があった場合は、上記の情報公開規程に則り、正当な拒否理由がある場合を除き、閲覧に供することとしている【資料 3-1-31】。

(3) 3-1 の改善・向上方策 (将来計画)

使命・目的の実現については、必要な仕組みを整備し、継続的な努力をしており、より一層、内容の充実を進めていく。

法令の遵守を徹底したうえで、情報公開についても実施してきているが、今後も社会からの信頼を維持し、確保していくためにも積極的に情報の公開を進めていく。

また、危機管理については、学生及び教職員が安心して過ごせる環境の充実に努める。特に、自然災害などに限らず、実習の多い大学であるため事故等の発生に対する危機管理体制の一層の向上に努める。危機管理マニュアルについても、より分かりやすく、非常時に活用できるよう随時改訂していく。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学の運営は、「学校法人ものつくり大学寄附行為」【資料 3-2-1】及び寄附行為を基に定められた関連諸規程に基づいて行っている。

理事及び監事、評議員の選任は、「学校法人ものつくり大学寄附行為」の規程に基づき行っている。なお、選任にあたっては、産業界、地元、学識経験者等の外部理事を多くし、学内外の様々な意見を取り入れることができる体制としている。現在、理事 13 人、監事 2 人、評議員 31 人で構成している【表 3-2-1】。なお、私立学校法第 38 条第 1 項第 1 号に定める校長理事には学長が就任している。

法人組織には、法人の代表である理事長とは別に、法人の業務を総理する理事として会長職を設け、初代会長はトヨタ自動車株式会社名誉会長の豊田章一郎氏、二代目会長には、株式会社日立製作所会長(就任時)の庄山悦彦氏、三代目会長には、清水建設株式会社代表取締役社長(就任時)の宮本洋一氏が就任している。

監事は、法人の業務、法人財産の状況を監査する職務を担っている。なお、私立学校法第 39 条に基づき監事は理事、評議員又は本法人の職員を兼ねていない。

定例理事会・評議員会は年 2 回(5 月、3 月)開催されており、必要に応じ臨時理事会・評議員会を開催することとしている。過去 5 年間の理事会における理事の出席率は、54.9%、平成 28(2016)年 3 月 28 日開催第 35 回理事会は 61.5%である【資料 3-2-2】。欠席者

からは事前に議題ごとに意見を求める形での委任状を提出してもらうことで、対応している。

理事会の決議は、法令及び寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長である理事長が決する。なお、学則等の重要規程を除く、日常的な法人運営上必要な規程の制定・改廃については、平成 14(2002)年 3 月開催の第 5 回理事会の決定事項のとおり、事後に理事会に一括報告し、了承を得ることを前提として、法人組織と教学組織の連携を図るための大学運営連絡協議会での連絡調整を経て、理事長決裁により行っており、業務執行の迅速化を図っている。

表 3-2-1 理事会及び評議員会の構成（平成 28（2016）年 5 月 1 日現在）

＜理事会＞			＜評議員会＞		
区分	定数	実数	区分	定数	実数
1号 総長及び学長	2	1	1号 法人職員	4～8	8
2号 評議員	3～4	3	2号 大学卒業者	2～4	2
3号 学識経験者	7～11	9	3号 学識経験者	19～23	21
合計		13	合計		31

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会の開催は、現状では通常年 2 回であるが、開催頻度を増やすなどの措置により、管理精度を向上させることを検討する必要がある。出席率については開催日程を早く調整することで向上を図っており、今後も引き続き努力していく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

＜3-3 の視点＞

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

ものづくり大学では、教学に関する重要事項を審議するため、代議員会を置いており、学長が議長となっている。代議員会は「ものづくり大学学則」第 7 条【資料 3-3-1】及び「ものづくり大学代議員会規程」【資料 3-3-2】に基づき、学長、学部長をはじめ教学部門

の長で構成され、原則として毎月1回開催される。主として、教授会及び研究科委員会での審議結果を確認し、人事等の重要案件について審議を行う。審議結果については、次の教授会に報告するなど情報の共有を図っている。

学部に教授会を置いており、学長が召集し、学部長が議長となっている。教授会は、学則第8条【資料3-3-3】及び「ものづくり大学教授会規程」【資料3-3-4】に基づき、原則として毎月1回開催される。教授会は、教育研究に関する事項について審議する機関であり、また決定者である学長に対して、意見を述べる関係にあることを明確化するため、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項で、「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」【資料3-3-5】について、学長が決定を行うに当たり意見を述べることとしている。

なお、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについては、学校教育法及び学則第8条第2項第3号【資料3-3-3】に基づき、教育課程の編成に関すること、学生の身分に関すること、教育研究に係る諸規程の整備に関すること、教育職員の人事の提案及び資格審査に関すること、履修、試験、成績等に関すること、学生の懲戒に関することとした。また、本学の教授会は、教授だけではなく准教授及び講師を構成員に加え、事務局も全ての部課等の代表が陪席しており、教職員の連携を強化するとともに情報の共有化を図っている。

大学院に研究科委員会を置いており、研究科長が議長となっている。研究科委員会は、「ものづくり大学大学院学則」第5条【資料3-3-6】及び「ものづくり学研究科規則」【資料3-3-7】に基づき開催され、専攻の教育課程や学生の身分等についての審議が行われている。構成員は学部の教授会と同様であり、主として「ものづくり大学大学院研究科運営委員会規程」【資料3-3-8】に基づき開催される大学院研究科運営委員会の審議結果が提案または報告され、連携強化、情報共有化を図っている。

各学科では、常勤の全教員が出席する学科会議を設置している。学科会議は、「ものづくり大学学科会議運営規則」【資料3-3-9】に基づき開催され、学科の教育課程・研究や学科学生の身分等についての審議が行われている。また、学科会議では、大学運営連絡協議会、代議員会、各種委員会での審議状況が報告され、フィードバックが図られるとともに、全教員の情報共有化を図っている。

「ものづくり大学将来計画委員会規程」【資料3-3-10】に基づき、大学の将来に関する重要事項を審議するため将来計画委員会が置かれている。将来計画委員会は、学長が委員長を務めており、学長のリーダーシップの下、大学の基本理念に沿った教育を将来にわたり充実させていくために、年度ごとの行動計画を策定し、着実な取組みを進めている。この実施計画は、各種委員会での取組みに反映され、学長のリーダーシップを広く波及させていく仕組みとなっている。

本学の一層の個性化、オンリーワン化を図るため、卒業率の向上・退学率の低減に資するもの、教育・研究活動の活性化や本学の優位性を一層高める学生活動に係るもの等を対象とした、ものづくり大学教育力・研究力強化プロジェクト（学長裁量経費により学内から公募）を実施している【資料3-3-11】。

また、「ものづくり大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程」【資料3-3-12】に基づき学長が委員長であるファカルティ・ディベロップメント推進委員会を置

き、ファカルティ・ディベロップメントに係る調査・研究、研修等の事業、評価、推進を行っており、企画・実施の進捗状況を必要に応じて教授会に報告し、周知徹底を図っている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定に関する組織は、諸規程に基づき整備、運営され、大学の使命・目的に対応できるように機能しており、連携・協力体制が整備されているが、今後も適切な運営を保つ努力を継続する。

学長の適切なリーダーシップの発揮はできていると考えているが、今後とも学長裁量経費のより効果的運用などを図っていく。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

法人組織、教学組織及び事務組織の連携と意思決定の円滑化を図るため、大学運営連絡協議会【資料 3-4-1】を設置し、法人組織から理事長、専務理事、常務理事、教学組織から学長、学部長、教務長、学科長、図書情報センター長、ものづくり研究情報センター長、事務組織から事務局長、事務部長、総務課長、学務部長、教務・情報課長、入試課長、学生課長、ものづくり研究情報センター主幹が構成員となり、原則として月 1 回開催している。なお、監事もオブザーバーとして同協議会に出席することで情報共有の密度を上げるようにしている。

理事長と専務理事・事務局長、部課長との連絡会議を週 1 回開催している。また、事務局内のコミュニケーションの円滑化のため事務局長、各部課長及び係長等で構成される事務局連絡会議を月 1 回開催している。これにより、事務局内における情報の共有化を進めている。

教授会には、教授だけではなく准教授及び講師を構成員に加え、事務局も全ての部課等の代表が陪席することで、教職員の連携を強化するとともに情報の共有化を図っている。

入試委員会、教務委員会等の各種委員会は、それぞれ委員会規程に基づき、開催し、審議している。委員会を構成する委員は、教員については原則として各学科から同数の教員が選出されており、学科間の連携強化と情報共有化を図っており、また、入学試験問題作

成専門委員会【資料 3-4-2】、情報ネットワーク専門部会【資料 3-4-3】、紀要編集委員会【資料 3-4-4】以外の委員会においては事務職員からも委員が選出されており、教員と事務職員の連携強化を図り、協力体制を構築している。各種委員会は、審議事項・活動内容を精査し、実務を担当する事務局の担当部課等の職掌と合致するように編成しており、連携・協力体制の強化を図っている。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

理事長は、「学校法人ものづくり大学寄附行為」第 20 条及び第 21 条に掲げる事項【資料 3-4-5】について、「学校法人ものづくり大学評議員会会議規程」【資料 3-4-6】に基づき開催される評議員会に諮問し、あるいは意見を聞くこととしている。

評議員会は、寄附行為第 18 条第 1 項に定める、25 人以上 35 人以内の評議員で組織し、理事総数の 2 倍以上の員数の組織となっており、諮問機関として幅広い意見を述べることのできる体制となっている。そのうち、寄附行為第 22 条第 1 項第 1 号の評議員 4 人以上 8 人以内については、学校法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックを適切に機能させるため、学部長、学科長、学務部長等が就いており、理事会において推薦し、評議員会において選任している。また、理事のうち、寄附行為第 6 条第 1 項第 2 号で定める「評議員会において評議員のうちから選任される理事（3 人以上 4 人以内）」については、現在 3 人が選任されている。過去 5 年間の評議員会における評議員の出席率は 63.5%、平成 28(2016)年 3 月 28 日開催第 34 回評議員会は、71.0%である【資料 3-4-7】。

監事の選任については、私立学校法第 38 条第 5 項及び第 39 条、寄附行為第 7 条の定めに従い、この法人の理事、職員、又は評議員以外の者で、理事会において選出した候補者を、評議員会の同意を得た後、選任・委嘱している。なお、過去 5 年間の監事 2 人の理事会への出席状況は 100%である【資料 3-4-7】。

監事は、「学校法人ものづくり大学・監事監査要綱」【資料 3-4-8】に基づき、毎年度監査を実施し、監査報告書を理事会に提出している。また、会計監査人と定例会合、情報交換を行い、理事会、評議員会、大学運営連絡協議会など重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる他、教職員と役職者からのヒアリングを適宜実施している。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長は理事会、評議員会、大学運営連絡協議会の議長となり、法人の経営にリーダーシップを発揮している。また、年度初めと年度末には、全教職員に対し、その年の目標、総括を示している。大学の意思決定における学長のリーダーシップについては、代議員会、教授会において発揮されており、年度初めの教授会において、重点方針を全教員に周知している。

大学の基本理念に沿った教育研究機能を充実させていくため、学長又は学部長等を主宰者とする代議員会、教授会や各種委員会等を置き、教職員の積極的な参画による連携の強化と情報の共有化を図っている。各種委員会には、各学科の教員や職員が委員として参画しており、教員や事務局側の意見を反映できる体制となっており、基本的事項、重要事項について、代議員会や教授会に改革方策をとりまとめ、提案する仕組みが整っている。

また、将来計画委員会【資料 3-4-10】において、学長主宰の下に大学の将来に関する重

要事項について審議している。

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

理事会や各種会議・委員会を通じて、法人と大学の円滑なコミュニケーションは図られているが、今後も相互のチェック機能の有効性について確認しながら進めていく。各種委員会の再編を逐次行い、連携・協力体制を強化してきたが、今後も適切な関連性を保つ努力を継続し、必要に応じ、各種委員会等の見直しを行う。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本学の事務組織は、「学校法人ものづくり大学及びものづくり大学組織規程」【資料 3-5-1】に示すとおり、事務を所管する事務部（総務課）と教学事務を所管する学務部（教務・情報課、入試課、学生課）で構成している。

また、「学校法人ものづくり大学事務分掌規程」【資料 3-5-2】に基づき、図書情報センターの事務は、教務・情報課情報係が担当しており、「ものづくり大学ものづくり研究情報センター規程」【資料 3-5-3】に基づき、ものづくり研究情報センターの事務は、主幹以下の事務職員が担当している。

職員の課別の配置は、職員人員配置表【資料 3-5-4】に示すとおり、課別の業務量を勘案して行っているが、決算業務などの季節的な業務量の増減に対しては時間外労働で対応している。職員の係別の配置は、特定者への業務集中を回避し、休暇取得時の代替性を確保するために原則として 1 係に 2 人以上を配置しているが、業務特性に応じ、主に定型業務を担当する臨時職員を配置している。

事務部には総務課を置き、総務、会計、施設等について所掌し、学校法人総務と大学総務の両方の役割を担っている。

学務部は、教務・情報課、入試課、学生課の 3 課からなる。教務・情報課は、学生の成績管理、授業の管理、図書情報センターの管理、学内コンピュータ及びシステム管理、国際交流及び地域交流等を行っている。入試課は学生募集、入学者の選抜、入試広報活動等を行っている。学生課は学生の福利厚生及び厚生指導、課外活動、奨学金、健康管理、インターンシップ、就職指導等を行っている。

製造学科、建設学科にそれぞれ学科事務室を置き、各学科とも、職員 1 人、臨時職員 1 人の計 2 人を配置している。これらの職員の所属は学務部教務・情報課とし、各学科にかかる教育研究支援業務を担当している。また、各学科には、学生の実験、実習に関する教員の職務を助ける教務職員を 2 人ずつ配置している。教学関係の多くの委員会には、事務局局長や部課長等の職員が委員として参画している。

職員の採用に際しては、「学校法人ものづくり大学就業規則」【資料 3-5-5】及び「学校法人ものづくり大学職員採用規程」【資料 3-5-6】により、採用方針、選考基準及び募集職種を明確にして実施している。募集は原則として公募とし、選考は、書類選考、適性検査、小論文による多面的、かつ客観的な試験に加えて、複数の面接者による人物面接を実施し、応募者の能力、適性、意欲を評価している。

異動については、就業規則第 11 条【資料 3-5-7】で示すとおり、学校法人の業務の必要に応じて、配置転換又は職務の変更を命じることとしているが、様々な部署の経験を積ませることにより個々の職員の能力向上を図ることを育成施策として位置づけており、個々の異動時に配慮している。

職員の昇給・降給・昇格・昇任・降任基準については、「学校法人ものづくり大学職員の昇給、降給に関する規程」【資料 3-5-8】、「学校法人ものづくり大学職員の昇格に関する規程」【資料 3-5-9】、「学校法人ものづくり大学職員の昇任、降任に関する規程」【資料 3-5-10】で定めており、標準職務や勤務成績評価を反映し実施している。特に、昇任については、勤務成績評価、大学職員としての経験年数及び本学での複数部署での実務経験を考慮し、実施している。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

円滑な業務執行を図るため、「学校法人ものづくり大学事務分掌規程」【資料 3-5-11】及び「学校法人ものづくり大学事務決裁規程」【資料 3-5-12】を定めており、専決事項として、専務理事、事務局長、事務部長、学務部長、主務課長に権限を委譲することで、効率的運営を図っている。

事務運営の基本方針は、事務局連絡会議で職員に周知している。また、重要な規程の制定、改廃やその運用方針、勤務成績評価の実施方法など、大学の円滑な業務遂行等に必要な情報共有及び連携を図るため、随時、部課長会議を開催し、事務運営に努めている。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

本学において新規採用される職員に対しては、入職時ガイダンスを実施し、大学の基本理念等を説明することで、本学の現状の理解及び意識の高揚を図るとともに、外部機関が実施する新入職員研修に派遣し、社会人としての基礎的な能力を習得させている。

また、担当業務で必要となる専門知識の習得及び他大学の教職員との交流の場を設けることを目的とし、外部諸団体が実施する研修会等に、職員が積極的に参加するよう指導している。研修等の参加後は、出張報告書（研修報告）の提出を義務付けており、事務局内で回覧又は、月 1 回開催の係長以上が出席する事務局連絡会議において、職員が SD(Staff Development)活動の一環として、研修報告を行うことにより、専門知識の確実な習得、他職員への水平展開を行っている。平成 26(2014)年度は、大学教育の質的転換の説明会を、

平成 27(2015)年度は、グローバル化に関する研修報告を SD 活動として実施するとともに、FD 活動の一環として行われた、ふれあいルームのカウンセラーによる発達障害のある学生への対応の仕方やキャリアカウンセラーによる「大学生の社会的な能力を身につけさせるための学生支援について」等の研修会にも職員に参加を促している【資料 3-5-13】。

「学校法人ものづくり大学勤務成績評価規程」【資料 3-5-14】、「学校法人ものづくり大学勤務成績評価規程細則」【資料 3-5-15】に基づき、平成 24(2012)年度から勤務成績評価制度を実施しているが、平成 27(2015)年 3 月の理事会において改訂を行い、個々の教職員の勤務成績を昇給・降給・昇格・昇任・降任等の処遇により密接に反映させることとし、職員の勤務意欲及び職務能力向上への意欲をより促進することにつなげている。

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

大学経営における事務職員の積極的位置付けを明確にすることにより、事務職員の採用、育成、専門的知識取得の方向性を明確にしていく。

さらなる効率向上を志向した組織体制、職員配置を検討する。業務の見直しと改善を進め、業務効率の向上を図っていく。事務処理の効率をあげるための業務分析を事務局全体、課単位で実施する。

学外研修を職員の人材の育成に向けた経営資源の投資として明確に位置づけ、外部研修の機会を増やすなどし、資質向上を図る。

変革が求められる大学経営に対応した職員の処遇を実力主義に基づいて実施する。そのため、今後評価制度の運用を必要に応じて更に改善し、個々の職員による効率的な業務遂行能力の向上を意識させ、業務執行体制の機能性を高めていく。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

平成 22(2010)年度に策定した「学校法人ものづくり大学中長期経営計画」【資料 3-6-1】（以下「中長期経営計画」という）と学長が主宰する将来計画委員会において決定された行動計画に基づき、事業計画【資料 3-6-2】と収支予算書【資料 3-6-3】を毎年度編成し、運営にあたっている。

予算編成の流れは、次のようになっている。事務局長の予算編成方針に基づき、毎年 10 月中旬～11 月中旬に事務部総務課から各部署に次年度当初予算の原案作成を依頼する。12 月～2 月上旬にかけて事務部と各業務担当課長等が教学部門の要求を踏まえて調整を行い、

2月下旬までに原案を作成し、代議員会に報告し、大学運営連絡協議会での説明を経て、3月の評議員会、理事会で予算が決定される。また、年1回、補正予算を編成し、決算との乖離がないように努めている。

学生の定員割れの継続に起因した収入減の現状を鑑み、必要性、緊急性、費用対効果等を十分に勘案した予算執行に努めるとともに、受託研究・共同研究や科学研究費補助金等の外部資金の導入に積極的に取組み、平成27(2015)年度は、58件8,571万円を獲得するなど、財務基盤の確立に努力して来た【資料3-6-4】。この結果「中長期経営計画」の目標である「教育の質の向上を図り、産業界への有為な人材を送り出すことを通じた、入学者定員の確保」を重点方策として、「収入予算に見合った支出予算とすることで、キャッシュフロー上の年間1億円の黒字額の確保を目指す」ことについては、年度ごとの目標額との乖離はあるものの平成23(2011)年度～平成27(2015)年度までの間、平成23(2011)年度を除き毎年1億円の黒字額が確保できている【資料3-6-5】。なお、現在、借入金はない。

資産運用については、安全確実に基本を考え、平成23(2011)年に制定した「学校法人ものづくり大学資産運用規程」【資料3-6-6】に基づき、理事会に報告し承認を受け、日本国債を中心に運用を行っている。

過去5カ年の消費収支計算書関連（平成27(2015)年度は、事業活動収支計算書を消費収支計算書に組み替えた数値である。）の収支状況は、【表3-6-1】のとおり、消費収支超過額及び帰属収支差額が支出超過で推移しているが、平成25(2013)年度からその超過額は減少傾向にある。これは、学生定員の充足率の改善による収入の増加と減価償却額の減少によるものである。

今後引き続き収入の増加と支出の抑制により、収支バランスを確保し、支出超過の解消に努めるとともに、減価償却引当特定資産をはじめとする各種引当特定資産（預金）（平成27(2015)年度末で10億9,715万円）の増額を図り、安定した財務基盤を確立して行くこととしている。

表3-6-1 過去5カ年の消費収支計算書関連の収支状況 (単位：千円)

科目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (※)
帰属収入	1,687,487	1,617,634	1,593,044	1,795,435	1,819,872
基本金組入	△22,805	△85,918	△13,279	△44,762	△40,845
消費収入	1,664,682	1,531,716	1,579,765	1,750,673	1,779,027
消費支出	2,193,662	2,243,382	1,950,906	2,006,819	2,048,334
内 減価償却額	(566,033)	(478,984)	(467,461)	(432,145)	(441,620)
消費収支 超過額	△528,980	△711,666	△371,141	△256,146	△269,307
帰属収支 差額	△506,175	△625,748	△357,862	△211,384	△228,462

(※) 平成27年度は、事業活動収支計算書を消費収支計算書に組み替えた数値である。

(3) 3-6の改善・向上方策（将来計画）

平成28(2016)年度までは、これまでどおり、「中長期経営計画」と学長が主宰する将来計画委員会において決定する行動計画に基づき、事業計画と収支予算書を編成し、運営にあたっていく。

平成29(2017)年度からは、新たに策定する予定の「第2次学校法人ものづくり大学中長期経営計画」（以下「第2次中長期経営計画」という）に基づき、メリハリのある予算編成及び予算執行を継続し、収支バランスの確保により財務基盤の安定に向けた運営を目指す。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目3-7を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計処理については、学校法人会計基準及び「学校法人ものづくり大学経理規程」【資料3-7-1】に基づき行っている。また、会計処理上の疑問点や判断が難しい問題については、監査法人の公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団に相談し、指導を受けている。

伝票処理については、各部署で起票された予算執行伝票は、諸活動の内容が記載された証憑書類とともに、事務部に回付される。その後、事務部で、証憑書類のチェックを行うとともに学校法人会計基準に基づく「部門」「勘定科目」のチェックを行っている。

また、決算については、3月の会計年度終了後、決算案を作成し監事の監査を受けて、5月末までに開催の理事会で承認し、評議員会に報告し意見を聞いている。その後、監査法人の監査を受けて、文部科学省への報告の上、大学ホームページで財務情報の公開を行っている。

監査システムは、監事による監査と監査法人による会計監査等から成っている。

監事による監査については、監事2人により私立学校法、「学校法人ものづくり大学寄附行為」【資料3-7-2】及び「学校法人ものづくり大学・監事監査要綱」【資料3-7-3】に基づき、毎年度、監事監査計画を策定し、監査を行っている。具体的には、監事は、理事長、専務理事、学長、学部長、教務長、各部署の責任者等から業務執行状況を聴取するとともに、決裁文書、重要文書等の閲覧を行い、業務監査と併せて会計帳簿及び財産状況の監査を行っている。また、理事会、評議員会、大学運営連絡協議会に出席して学校法人の業務執行状況等に関する監事意見を報告している。

監査法人による会計監査については、私立学校振興助成法に基づく監査のほか、大学運営全般についての適合性について財務面を通して監査している。監査は、日常の会計事務

処理、計算書類の整合性について、定期的（期中及び決算時）に実施され、年度終了時には監査報告書が作成される。

なお、監事は、監査法人の公認会計士と年間 2 回の意見交換会を行い、財務面の諸課題について、指摘事項の調整をするほか、必要に応じて公認会計士の専門的立場からの見解を求めている。

この他としては、科学研究費補助金について文部科学省の研究機関使用ルールの「科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」及び「ものづくり大学における科学研究費助成事業に関する事務取扱規程」【資料 3-7-4】により、内部監査を毎年 1 回実施するとともに、本学が理工系大学で機器備品を多く保有していることから、教育研究用機器をはじめとする固定資産の管理状況について各研究室をはじめ全部署に対して事務部総務課が毎年 1 回検査及び点検を実施している【資料 3-7-5】。

これらにより、監事、監査法人及び内部監査体制が有機的に実施され、会計監査の体制整備と厳正な実施がなされており、適正な会計処理であると判断している。

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人を取り巻く社会情勢の変化や、学校法人の諸活動において様々な見直しが行われ、その諸活動に見合った会計処理の合理化や、財政及び経営状況の明確化が求められていることから、学校法人会計基準の変更が行われてきた。平成 27(2015)年度からは、基準制定以来となる大改正が行われた。会計処理の変更は重要事項であるため、監査法人等との事前打合せを十分にしながら着実に進めていく。

会計監査については、会計処理の適正性に加え、内部統制の有効性・効率性を維持していくことが不可欠である。内部統制への取組みは今後も継続して行っていく。

また、監事と公認会計士の連携をより密にすることで、さらなる会計監査の円滑化を図る。

【基準 3 の自己評価】

本法人は、教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する関係法令を遵守し、「学校法人ものづくり大学寄附行為」をはじめとする諸規程を制定し、規律を保持し、誠実な管理・運営に努めている。

また、「ものづくり大学中長期経営計画」を策定し、建学の理念と使命・目的を実現するための基本方針及び基本方針を踏まえた重点方針を定め、目標達成に努めている。

さらに、教職員が関係法令や規程を遵守し、社会に対する責任説明を負う公的機関として、研究活動不正防止、個人情報保護、利益相反防止、公益通報者保護、環境保全、人権、安全への配慮、危機管理と震災対策に関する規程等を整備し、教職員及び学生が安心して過ごせる環境の構築と適切な運営に努めるとともに、情報公開規程により、教育研究情報、財務情報を、公表している。

私立学校法、「学校法人ものづくり大学寄附行為」に基づき、理事会、評議員会及び監事を置いているが、産業界等の外部理事等を多く任命し、使命・目的の達成に向けた意思決定のための体制及び相互チェックによるガバナンスの体制を整備している。日常の運営規

程の制定・改廃は、大学運営連絡協議会での連絡調整を経て理事長決裁を行い、理事会で一括報告・了承とすることで業務執行を円滑化している。

大学の意思決定組織として教学に関する重要事項を審議する代議員会を置いているほか、教授会には准教授、講師が参加、事務局部課代表が陪席し、教職員の連携強化、情報共有化を図っている。また、学長のリーダーシップの元、将来計画委員会において年度行動計画を策定し、さらに、教員の教育・研究活動の活性化と、学生生活の支援に係るもの等を対象とした学長裁量経費を配賦している。

法人組織、教学組織及び事務組織の連携と意思決定の円滑化を図るため、大学運営連絡協議会を設置し、理事会の意思決定の伝達、各部署の意見の聴取、各部署間の連絡調整等、定期的なコミュニケーションを通じて情報の共有と業務執行の迅速化を図っている。

相互チェックを機能させるため、評議員に学部長、学科長、学務部長等が就任しているほか、監事は会計監査人との定例会合・情報交換、教職員や役職者からのヒアリングを実施するなど、理事長、学長のリーダーシップと各組織からのボトムアップのバランスを適切に保った機能的かつ効率的な組織運営を行っている。

事務部、学務部、ものづくり研究情報センター及び図書情報センターから構成される組織編制と職員配置により、効率的かつ勤務条件が平準化された業務執行体制を確保している。

新規採用の職員に対する研修、職員の配置転換及び職員の能力開発に対する支援等の各種 SD 活動の推進を通じて、個々の職員の資質・能力向上を図っている。職員の勤務成績を処遇に密接に反映させる成績評価規程を導入・改訂し、勤務意欲及び職務能力向上を促進している。

財務については、「中長期経営計画」に基づく運営を行っており、収入と支出のバランスを考慮した運営を行うとともに、外部資金の導入にも努力している。平成 29(2017)年度からの「第 2 次中長期経営計画」策定に向けて検討を進め、さらなる経営改善と財務基盤の安定に向けた運営を目指す。

会計については、学校法人会計基準や「学校法人ものづくり大学経理規程」等に基づき実施しており、予算編成から執行、管理に至るまで複数のチェックができる体制で業務を遂行している。また、年 1 回、補正予算を編成し、決算との乖離がないように努めている。会計監査は、監事及び監査法人により会計帳簿書類及び決算書類等の監査を受けるとともに、会計業務内容・処理方法、予算管理・執行、組織運営状況等内部統制の検証などについても厳正に実施している。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

「ものづくり大学学則」第 2 条に基づき、本学における教育研究活動等の状況について、本学の使命・目的に即した自己点検・評価を行っている。自己点検・評価のための実施体制については、「ものづくり大学点検・評価に関する規程」【資料 4-1-1】に基づき、学部長を委員長とする「ものづくり大学点検・評価委員会」を組織し、自己点検・評価を進め、学内での共有と学内外への公表を行っている。平成 22(2010)年度の認証評価を受審するまでの 3 年度間は、平成 19(2007)年 3 月に「自己点検評価中間報告書」を、平成 19(2007)年 12 月に「自己点検評価報告書」を、平成 21(2009)年 3 月及び平成 22(2010)年 3 月には「ものづくり大学自己点検評価報告書」を作成した。平成 22(2010)年 6 月に日本高等教育評価機構が指定する自己評価報告書（本編・データ編・資料編）を作成し、9 月の実地調査を経て、平成 23(2011)年 3 月に「日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしている。」と認定された。

平成 22(2010)年度の認証評価の後、認定時の指摘事項を踏まえて平成 23(2011)年度には第 35 回のものづくり大学点検・評価委員会を開催し、自己点検・評価を行い、その結果を本学ホームページ上で公表した。また、平成 24(2012)年度には第 36 回のものづくり大学点検評価委員会を開催し、日本高等教育評価機構をはじめとする認証評価機関による評価の視点の変化等に関する情報を学内で共有した。

平成 25(2013)年度には、点検・評価委員会を 3 回実施し、新たに実施されている認証評価項目を踏まえると同時に、継続的な自己点検・評価・改善を行い、平成 25 年度自己点検・評価報告書を作成し、ホームページ上で公表した。

平成 26(2014)年度～平成 27(2015)年度は、平成 25 年度の点検評価で明らかとなった本学として取り組むべき改善事項について、それぞれの部門での検討、対策の立案と実行を指示する PDCA を進めることとし、3 回（第 41～43 回）の点検・評価委員会においてその進捗状況を踏まえたとりまとめを行い、平成 27 年度自己点検・評価報告書【資料 4-1-2】を作成、公表した。平成 28(2016)年度には 2 回(44～45 回)の点検・評価委員会を行い、平成 28 年度自己点検評価書（本書）をとりまとめ、認証評価の受審に向けた準備を行っている。

以上により、平成 23(2011)年 3 月に日本高等教育評価機構の認証評価以前及び以降において、適切で周期性のある自己点検・評価を実施している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

前回の認証評価受審以降、その指摘事項を踏まえ自己点検評価と改善を進め、平成 28(2016)年度の自己点検評価書（本書）を取りまとめたところであり、平成 28(2016)年度の認証評価を受審する。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

自己点検・評価にあたっては、学生数等の基礎データ（学校基本調査等に回答しているもの）と、その他の指定されていない統計資料（休退学状況など）、授業アンケートなどの学生に対する調査、学内外での学生や教職員の活動状況など、客観的なデータに基づき、自己点検・評価を行っており、透明性の高いものとしている。

自己点検・評価のためのデータの収集については、教学関係は教務・情報課に、法人運営や施設については総務課に集約しており、そのデータを用いて様々な分析と評価を行なうものとしている。

また、平成 25(2013)年度に学長裁量費を活用して着手した「統計解析的分析を通じた定員充足・退学者低減対策の立案」プロジェクトを受けて、平成 26(2014)年度には IR（インスティテューショナル・リサーチ）委員会を設置した【資料 4-2-1】。IR 委員会では、過去の学生の実績によるデータ分析を行い、教育内容の改善や学生募集、退学率の低減等に資するものとして、平成 26(2014)年 5 月の第 149 回教授会で製造学科の分析について【資料 4-2-2】、また平成 27(2015)年 5 月の第 160 回教授会において建設学科の分析と製造学科の第二次分析について【資料 4-2-3】学内での共有を行い、特に教育内容や学生指導の方法については教務委員会、学修対策本部、各学科で対策検討を行った。具体的には、製造学科では相関関係が見られる「基礎物理および演習」等の科目において習熟度別のクラス編成や補習等の対応を進め、建設学科では相関関係が見られる必修科目の「構造材料 I」等に対応するために入学前課題に高校数学の復習を取入れる対応を進めることとした。

平成 19(2007)年 12 月の「自己点検評価報告書」並びに平成 21(2009)年 3 月及び平成

22(2010)年3月の「ものつくり大学自己点検評価報告書」については、関係先に配布するとともに教職員への配布、大学公式ホームページへの掲載、さらには図書情報センターで一般向け閲覧を実施している。また平成 23(2011)年度、平成 25(2013)年度及び平成 27(2015)年度の自己点検・評価の結果は、教授会等で報告を行なうとともに、ホームページ等で公表した。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

平成 25(2013)年度に学長裁量費を活用して着手した「統計解析的分析を通じた定員充足・退学者低減対策の立案」プロジェクトを受けて、平成 26(2014)年度に IR（インスティテューショナル・リサーチ）委員会を立ち上げ情報の共有及び必要な対策を進めてきたが、今後、さらにデータの充実（単位取得者と履修申請者との関係、退学理由の分析等）を行いその成果の共有を鋭意進める必要がある。

今後とも自己点検・評価及び認証評価の結果の共有と社会への公表を積極的にすすめ、透明性の高い大学運営を継続する。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

点検・評価の結果に基づき、その改善に努めるために、内容に応じて、各種委員会あるいは学科で検討や対策立案、実行等を行っている。平成 22(2010)年度に認証評価を受け、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定されたが、指摘のあった改善意見や参考意見を踏まえ、教育内容の改善や大学運営の改善・向上を進めている。

例えばこれまで、各学科が中心となり、カリキュラムの見直しを行い、コースの再編成や名称変更を始め、カリキュラムの改善に努めてきたが、平成 25(2013)年度以降においては、シラバスの作成について、教務委員が記入項目等の確認を行うものとした【資料 4-3-1】。また、教養教育の検討体制や内容については、平成 26(2014)年度に教養教育専門部会を教務委員会の元に設置し、大学としての教養教育の方針の確立と内容の調整を行い平成 28(2016)年5月の教授会での合意により、平成 29(2017)年度入学生からは、学生に対する周知・指導を進める【資料 4-3-2】【資料 4-3-3】。学生からのアンケートの結果についての教員へのフィードバック、授業内容の改善等については、ファカルティ・ディベロップメント推進委員会と教務委員会において討議して、教育のスキルアップを進めている。

なお、大学全体としては、点検評価委員会、将来計画委員会等において、各種改善方策について、学長、学部長を中心として推進状況の確認を行い、改善が遅れている事項について等は、関連する委員会等に推進を強く求めることや、教職員全体での情報共有等によ

り、PDCA サイクルを有効なものとするとしている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

現在の委員会体制において、PDCA サイクルをそれぞれの部門で行っているが、点検・評価委員会を中心として、進捗状況を点検し、推進する仕組みについて、より一層の強化が必要である。

【基準 4 の自己評価】

平成 23(2011)年 3 月に「日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしている。」と認定された後、認定時の指摘事項を踏まえて平成 23(2011)年度、平成 25(2013)年度及び平成 27(2015)年度に自己点検・評価を取りまとめた。

自己点検・評価のための実施体制については、「ものづくり大学点検・評価に関する規程」に基づき、学部長を委員長とするものづくり大学点検・評価委員会を組織し、毎年度 2～3 回開催しており、適切な運営が図られている。

自己点検にあたっては、学内で得られる客観的なデータに基づき行っており、透明性の高いものとしている。またデータの収集については、教学関係は教務・情報課に、法人運営や施設については総務課に集約されており、そのデータを用いて様々な分析を行っている。また、平成 26(2014)年度には IR（インスティテューショナル・リサーチ）委員会を設置し、前年度からプロジェクトとして開始した学内データの分析を全学的に位置付け、その結果を共有し、対策に向けて検討を進めている。

「ものづくり大学自己点検・評価報告書」については、関係先や教職員への配布、大学公式ホームページへの掲載、さらには図書情報センターで一般向け閲覧を実施しており、適切な運営が図られている。

また自己点検・評価報告書や将来計画委員会等の委員会、学科会議等で指摘のあった教育内容の改善や大学運営の改善・向上を進めており、学長、学部長を中心として推進状況の確認を行い、PDCA サイクルを有効なものとするとしている。